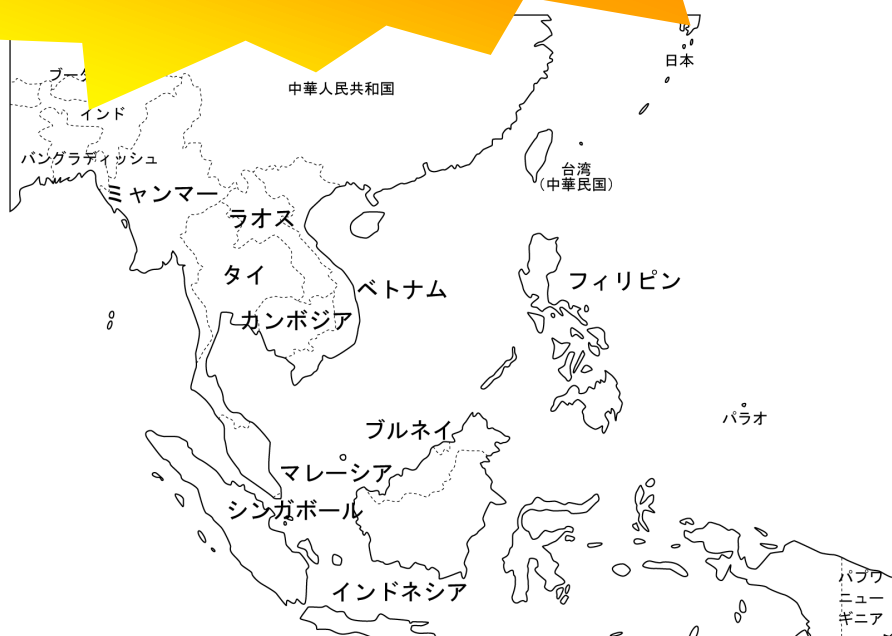


**素形材企業のための  
技術・ノウハウ保護ガイドブック  
～海外で勝ち抜くために～**

**大切な技術を  
流出から守ろう！**



平成 21 年 3 月

経済産業省 製造産業局 素形材産業室

## ◇素形材企業のみなさまへ◇

素形材企業にとって、今後、日本だけで生き残っていくことは非常に困難な時代になってきました。海外で事業を行うことは、カンントリーリスクや法制度、商慣習の違いなどもあり、非常に厳しいことです。しかし、その反面、限られた日本の市場に比べて、多くの可能性があります。

現代は、素形材企業にとって、海外進出という選択肢が重要性を増している時代であるといつてよいでしょう。

海外進出時に、最も気を付けるべきは、「もうけの源泉となる技術」を流出させてしまうことです。

現在、海外に進出している素形材企業は少なくありませんが、重要な技術が流出し、経営に大きなダメージを受ける事例が後を絶ちません。顧客をローカル企業や他の外資系・日系企業などに奪われ、最悪の場合撤退せざるをえなくなる場合もあります。

このガイドブックは、素形材企業が海外進出するにあたり、技術の流出を防止するための基本を書いたものです。

なお、ガイドブック作成にあたり、中国、インドネシア、ベトナム、タイに進出されている多くの素形材企業に取材のご協力を頂きました。また、日本鍛造協会、日本鑄造協会、日本金型工業会、日本金属プレス工業協会、日本粉末冶金工業会、日本金属熱処理工業会より企業委員を推薦頂き、ご意見を頂くことができましたこと、ここに改めて感謝申し上げます。

# 目次

はじめに	このガイドブックの使い方	1
第1章	こんなに怖い技術流出	2
1	深刻な技術流出の被害	2
2	技術力でもって海外で勝ち残るための心得3箇条	3
3	海外での技術流出を防止するための心得3箇条	4
第2章	海外進出検討時に、日本で準備すべきこと	5
1	海外進出企業の声から学ぼう	5
2	海外進出の検討を始めたら、技術流出防止の取組も始めよう	8
3	「流出から守るべき技術はこれだ!」と決めて備えよう	10
第3章	海外進出決定時に、国内外で実施すべきこと	15
1	技術流出防止関連 海外進出時チェックリスト	15
2	海外で起きている技術流出の事例	21
3	海外進出後に、主に現地法人において実施すべきこと	34
おわりに	海外における技術流出防止の実践	40
資料編		41
1	技術区分参考事例集(第2章関連)	42
2	誓約書・契約書事例集(第2章関連)	44
3	アジア主要港法制度概要・参考文献と相談先一覧(第3章関連)	48
4	技術流出防止に関する参考文献・URL一覧	78

## はじめに このガイドブックの使い方

### 技術流出防止を海外進出の時系列に沿ってまとめています

このガイドブックは、素形材企業の経営者が、海外に進出するにあたり、経営の源泉である「大切な技術を守る」ために必要なこと、実施すべきことを、時系列に沿ってまとめています。

技術流出防止の対策は、一度行えばよいということではありません。海外進出の検討開始から、現地法人の設立、稼働開始、事業継続中、全てにおいてなすべきことがあります。それらを確認するためにお使い下さい。

	経営者がすべきこと
心得	第1章 こんなに怖い技術流出 1 深刻な技術流出の被害 2 技術力でもって海外で勝ち残るための心得3箇条 3 海外での技術流出を防止するための心得3箇条
進出前検討	第2章 海外進出検討時に、日本で準備すべきこと 1 海外進出企業の声から学ぼう 2 海外進出の検討を始めたら、技術流出防止の取組も始めよう 3 「流出から守るべき技術はこれだ!」と決めて備えよう
進出準備 ↳ 現法設立 ↳ 工場稼働	第3章 海外進出決定時に、国内外で実施すべきこと 1 技術流出防止関連 海外進出時チェックリスト 2 海外で起きている技術流出の事例 3 海外進出後に、主に現地法人において実施すべきこと

## 第1章 こんなに怖い技術流出

海外に進出した企業から、事業を揺るがしかねない技術流出の被害が報告されています！

型やデータの  
流出

緊急度 高

- 金型、金属プレスでは、金型の3D データや蓄積された設計データが非常に重要です。これらは競争相手が狙っている技術の結晶とも言えます。
- これらのものが流出することは、商売そのものを失う危険性があります。

職人の  
流出

緊急度 高

- 鋳造、鍛造、粉末冶金では、スキルのある職人の「わざ」が企業の競争力を高めています。
- 職人が流出することにより、流出先の技術が高まり、相対的に競争力が低下します。
- 将来的に商売を失う危険性があります。

育てた  
技術者の  
流出

緊急度 高

- 熱処理においては、経験を積んだ技術者のノウハウが企業の競争力を高めています。
- そのような経験を積んだ技術者が流出することは、企業の大きな戦力ダウンとなります。
- 失った人材の代わりは簡単に見つかりません。そうなるとういものが作れなくなり、コスト競争に負ける危険性があります。

「日本では大丈夫だったから」と思っているも、海外では予想外の事象が発生します！

技術流出に対して守りを固めておかないと、競争相手(ローカル企業、日系企業問わず)に負けてしまいます！

## 技術力でもって海外で勝ち残るための心得3箇条

海外進出企業の体験談を元にした、海外進出の心得3箇条！

- ① **経営トップは「わが社が守るべき技術はこれだ！」と宣言し、技術流出の脅威を周知徹底すること。**

経営トップが「生き残るために重要な技術」「もうけの源泉である技術」が何であるかを良く知り、それを守るのだ、という強い姿勢を自ら示すとともに、技術流出の脅威を周知徹底しなければなりません。

- ② **一旦海外に進出したら、技術流出の可能性を「ゼロ」にすることはできないが、経営への打撃は減らすことができる。**

技術流出の可能性を「ゼロ」にすることはできません。しかし、適切な対策を講じれば、経営に大打撃を与えるような技術流出を防止することができます。「対策をしても仕方がない」というのは言い訳です。

- ③ **品質、コスト、納期・・・競合企業の先を行くためのさらに先の技術を国内・現地法人それぞれで追求し続けること。**

競争相手に追いつかれないために、何が必要なのか、どんな技術で生き残っていくのか、経営者は常に追求し続けなければなりません。

### 現地法人の責任者は社長自ら選任せよ

現地法人の責任者には、日本よりも遙かに困難な課題が立ちはだかる。現地法人には、社長の目からみて「確実に信頼できる」「困難にタフ」と思う人材を送り込むべきである。不案内な法制度や労働慣行、地域社会とのつき合いなど、日本人が少ない中で、意思疎通もままならない状況を乗り越えることは並大抵ではない。

## 海外での技術流出を防止するための心得3箇条

海外進出企業の体験談を元にした、海外における技術流出防止の心得3箇条！

### ① ルールや契約を守らないと嘆くのは間違い。

ルール・契約を作ったらそれを守ってくれる、と思ったら大間違い。ルール・契約は「守らせる」ものであり、国際社会では守らせる努力が必要です。何度も主張し、開き直りに対峙し、特に、罰則を厳格に適用することが重要なのです。

### ② 物理的な対策は日本よりも厳しいレベルを設定すること。

進出当初は資金繰りが厳しく「技術流出防止のために投資する余裕などない！」と言いたいところです。しかし、海外では日本よりも厳しいレベルでのセキュリティ投資が必要経費であると割り切ってください。

### ③ 最終的には、ローカルに根付く経営姿勢がモノをいう。

日本流の経営を根付かせる方法、その国の慣習等を尊重する方法、いずれにおいても、成功しているのはその国に長く根付く経営姿勢を持っている企業です。現地の宗教や風習・慣習などを理解し、地域に溶け込む姿勢は信頼を生みます。さらに、経営方針を開かれた公正なものとすることによって、地域からの協力も得られ、大きな打撃を及ぼすような技術流出を防止できます。

#### 現地法人責任者のリーダーシップが技術流出を防止する

リーダーシップと技術流出防止にはどのような関係があるのだろうか？例えば社員にルールを守らせるためには罰則だけでは不十分で、社員に「守ろう」という意欲を起こさせなければならない。そのためには経営者のリーダーシップも重要なのである。社員に受け入れられていれば、司法解決などの場合にも地域の協力を得やすい。リーダーシップは技術流出を防止するのだ。

## 第2章 海外進出検討時に、日本で準備すべきこと

### 1 海外進出企業の声から学ぼう

#### 1) 海外進出企業の「技術流出・これが許せない」

既に海外に進出している企業からは、技術流出に関する以下の問題が投げかけられています。

**他に商売をとられたら  
死活問題**

- 苦労して開発した金型を競合他社に持っていかれたら、その会社は労せずして自社と同じものを生産でき、商売をとられてしまう。

**フリーライダー(注)が  
許せない**

- 自社が人材と資源を投入して開発した技術を、なんの人材や資源を投じることなく利用し、利益を挙げることは、商道德に反し、倫理上も許し難い行為である。

(注：フリーライダーとは、コストを負担せずに利益だけを得る者を指します)

**かけた時間・労力が  
水泡に帰す**

- 折角、時間と労力をかけて人材を育成しても、転職してしまったら、またゼロからやり直しである。
- 転職先は労せずして能力の高い人材を得ることができ、自社は再度人材育成をしなければならない。

**怒り・  
腹立ち、  
意欲の低下**

- 自社の技術が勝手に利用されるのは、開発者の尊厳を傷つけるものであり、商道徳に反し、倫理的にも許されない。
- 自社の努力をないがしろにされたことに怒り、腹立ちを覚え、意欲が低下する。

**利益を得るために海外に進出しているのに、このような結果を招いては本末転倒です。**

## 2) 海外進出企業の「この技術は守りたい！」

これらの問題を教訓として、先行して海外に進出した企業からは、「この技術は守りたい」という強い思いがうち明けられました。それらの企業は、みな素晴らしい製品を製造する企業ではありますが、特別に選ばれた企業ということではありません。

**海外で事業を行う企業には、「この技術は守りたい」という思いがあります。**

### • 鋳造

- **鋳造金型の型図と設計(方案)に関わる部分は守りたい。**

### • 鍛造

- **金型設計(工程設計)のノウハウは守りたい。**
- **熟練した職人が持つノウハウ、スキルは守りたい。**

### • 金型

- **創意工夫を凝らした金型のレイアウトができる設計者のセンスは守りたい。**
- **長く積み上げてきた金型設計の経験・データは守りたい。**

- 金属プレス

- **金属プレス金型の製作技術とメンテナンス技術は守りたい。**

- 粉末冶金

- **特殊なノウハウである材料配合は守りたい。**
- **品質管理の技術は守りたい。**

- 熱処理

- **工程表や作業手順書はノウハウ・秘密であり、守りたい。**
- **高品質を維持するための素形材料の精錬技術や強度アップ・耐久性アップのための熱処理方法は守りたい。**

**「守るべき技術」とは、必ずしも、最先端の技術であつたり、高価な製品に関する技術ではありません。**

**自社の競争力を高めている核となっている技術が「守るべき技術」なのです。**

経営者は、自社の競争力を高めている核となる技術が何であることを、明確に宣言すべきです。「競争力を高めている」「核となる技術」こそが、流出を防止すべき、みなさんの企業にとっての「守るべき技術」なのです。

## 2 海外進出の検討を始めたら、技術流出防止の取組も始めよう

**海外進出の検討を始めたときから、技術流出防止の取組は始まっています！**

既に海外進出した企業の体験からも分かるように、特に中小規模での経営が多い素形材企業の場合は・・・

- 経営の柱となる「もうけの源泉」たる「技術」をしっかりと認識して、日本でも海外でもがっちりと守っていく覚悟が必要である。
- 海外では、一般的に日本よりも技術等が流出する可能性（リスク）が高くなる。そのような中で、海外進出の目的によっては、日本と同等の技術を海外法人に持たせることもある。
- その場合「重要技術」が流出する可能性が高くなる。技術流出の可能性が高い環境を十分に知った上で、「技術流出」をどのように防止していくのかを考えなくてはならない。

そうです。海外進出を目指す今、「もうけの源泉」となる「守るべき技術」をしっかりと認識することが重要なのです！

**海外に移転する技術については流出のリスクが高まります。**

### 必要な準備は日本でしっかりと行おう！

海外進出の先行企業は、「海外進出すると、行政・経理・労務等々、日本と大きく異なる事象への対応で精一杯という状況に陥ってしまう」と語っている。日々の事業に精一杯になると、技術流出の対策が後手に回り、経営に大きな影響を及ぼす事態に陥るなどということになりかねない。そのようなことがないよう、海外進出の検討を始めたときから、技術流出の防止のために、日本で周到に準備をしておこう。

「守るべき技術」を具体的に考えるために、まずは、みなさんの企業が海外にどのような技術を持っていくのか（移転させるのか）を整理する必要があります。以下の項目で該当する部分にチェック（Y）を入れてみましょう。

皆さんの企業が海外に進出することとなったきっかけは何ですか。	YES
①自社の経営方針により、海外への積極展開を図ることにした	<input type="checkbox"/>
②自社の経営方針により、国内よりも海外に商機があると判断した	<input type="checkbox"/>
③取引先から進出を勧められた	<input type="checkbox"/>
④海外の企業から合弁等の形での協力を求められた	<input type="checkbox"/>
⑤その他（ ）	<input type="checkbox"/>

③・④にチェックがついた場合、自社にとって最も有利な『海外進出のあり方』を考えましょう。

海外進出で行う業務・期待されている業務は何ですか。	YES
①汎用性のある、ごく定型的な業務のみ	<input type="checkbox"/>
②国内で取り扱っている業務の一部	<input type="checkbox"/>
③国内で取り扱っている業務の大部分（もしくは国内で取り扱っている業務と同等）	<input type="checkbox"/>
④その他（ ）	<input type="checkbox"/>

①よりも②、②よりも③が、海外により多くの『技術移転』を必要とします。それを踏まえ、今一度『どのような事業をするのか』を考えましょう。

海外の現地法人に移転を予定している技術は何ですか。	YES
①一定の納期・コスト等を実現するための製造技術	<input type="checkbox"/>
②高品質を実現するための製造技術	<input type="checkbox"/>
③部品・金型等の試作技術	<input type="checkbox"/>
④部品・金型等の開発技術	<input type="checkbox"/>
⑤その他（ ）に必要な技術	<input type="checkbox"/>

①から④にゆくほど、経営の核となっている『技術』である場合が多いです。それを踏まえ、今一度『どのような技術移転が必要なのか』を考えましょう。

**独創性や、他社にない強み・差別化を図る技術を移転するのであれば、何についての・どのような技術を守るべきなのかを具体的に考えるべきです。**

### 3 「流出から守るべき技術はこれだ！」と決めて備えよう

#### 1) 「守るべき技術」の考え方

まずは以下のチェックシートで当てはまるものにチェックをして、みなさんの企業の技術について振り返って下さい。

質問項目		YES
設計・開発技術	みなさんの企業の設計・開発技術は、 <u>独創性のある技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
	みなさんの企業の設計・開発技術は、 <u>他者と差別化を図ることができる技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
試作技術	みなさんの企業の試作技術は、 <u>独創性のある技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
	みなさんの企業の試作技術は、 <u>他者と差別化を図ることができる技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
品質管理	みなさんの企業の品質管理は、 <u>独創性のある技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
	みなさんの企業の品質管理は、 <u>他者と差別化を図ることができる技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
生産性	みなさんの企業の生産性を高める技術は、 <u>独創性のある技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>
	みなさんの企業の生産性を高める技術は、 <u>他者と差別化を図ることができる技術</u> ですか？	<input type="checkbox"/>

海外進出に際し、自社の競争力を高めるために、何らかの独自技術、競合企業との差別化を図るための技術を持つていくことが再確認できたと思います。

上のチェックリストで「YES」が多いほど、他社との競争に打ち勝つ重要な技術を多く持っているといえます。

#### 国内に留める技術と海外に移転する技術

海外進出した企業の多くが「顧客を得るために、品質のよい品物を低コストで効率よく製造するための技術（製造技術・生産技術）を全て移転している」と回答している。つまり、これらは国内に留めておくことができず、流出の可能性が高い海外に移転しなければならないこととなる。製造技術・生産技術で競争力を高めている企業は、入念な流出対策が必要である。

## 2) 海外に持っていく「守るべき技術」の整理

以下のチェックリストは、みなさんの企業の競争力を高める「核となる技術」、すなわち「独創的な技術」、「差別化に必要な技術」を分析するための表です。

チェックリスト中で「独創的な技術」「差別化に必要な技術」が含まれているところにチェックをしてみてください。そのチェックがついた技術については、海外進出を成功させるために、「守るべき技術」といえます。

	機械設備(モノ)		材料・製品(モノ)		人 (暗黙知)		情報 (データ・方法)	
工場 計画	工場レイアウト 設備仕様 生産システム	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	大型治具	<input type="checkbox"/>	設計力	<input type="checkbox"/>	レイアウト図	<input type="checkbox"/>
営業 活動	—		材料仕様 規格	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ノウハウ デザイン力 企画力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	契約書 仕様書 規格書 記録類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
設計	使用機械 使用ソフト	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	材料見本 試験片 試作品	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ノウハウ デザイン力 創造力 企画力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	3D データ 試験データ 設計データ 図面 工程表	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
工程 管理	設備仕様	<input type="checkbox"/>	工程表 生産管理表	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ノウハウ デザイン力 創造力 企画力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	工程表 生産管理表 管理標準 記録類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
品質 管理	検査設備 検査器具 メンテナンス仕 様	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	検査試料	<input type="checkbox"/>	ノウハウ 企画力 メンテナンス力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	管理標準 品質管理幅 記録類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
治具・ 金型の 製作 管理	三次元測定器 機械加工設備	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	治具 金型	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ノウハウ 企画力 創造力 メンテナンス力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	3Dデータ 解析データ 記録類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
材料 管理	潤滑油 特注品	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	成分 混合比	<input type="checkbox"/>	ノウハウ 企画力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	管理標準 記録類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
製品 管理	—		スプリット スケルトン 完成品	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ノウハウ 企画力 メンテナンス力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	管理標準 記録類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

さらに、守るべき技術を整理するにあたり、以下のコラムも参考にして検討して下さい。

#### 自社の技術を振り返るために

自社が競争力を高めるための「核となる技術」、つまり「独創的な技術」や「差別化に必要な技術」が何なのかを考えるヒントがほしい・・・。

経済産業省では、日本のものづくり基盤を支える素形材技術（鑄造技術、鍛造技術、プレス加工技術、粉末冶金技術、金型技術、熱処理技術）において取り組むべき研究開発課題を俯瞰し、重要技術の絞り込みを行い、それらの将来展開をロードマップとして示した「素形材技術戦略」を策定している。

自社の技術を振り返るための参考として、素形材技術戦略を基に各素形材技術の技術動向や将来目標を取りまとめた「素形材技術ロードマップ」がある。詳細は経済産業省 製造産業局 素形材産業室まで。（資料編1 技術区分参考事例集も参照のこと）

### 3) 技術流出防止対策実施状況チェックリスト

海外に技術移転したら、技術流出の可能性はゼロにはできません。できるだけ技術流出の可能性を低くし、万一流出した場合の被害を小さくするために、海外進出の検討と併せて「守るべき技術」の流出防止対策をとるべきです。

**海外進出の検討と、技術流出防止対策の検討は並行して行う！**

**「守るべき技術」が、どこにあるのか（モノ、人、情報）によって、効果的な対策方法は異なります！**

**セキュリティ対策など、思いつく手段をただ行っただけでは、費用に見合った効果は上げられません！**

前節では、技術が存在している場所、技術を利用する工程・場面ごとに、みなさんの企業にとって「守るべき技術」の特徴を整理しました。

#### **情報セキュリティ投資は費用対効果が大きい！**

情報セキュリティ投資にはコストもかかり、知識も必要なことから敬遠する企業が見られる。しかし、ITによる図面やデータの保護は、最も対策しやすく費用対効果が大きいのである。

技術流出の事例では、「図面をコピーされた」「持ち出された」という手口がよく聞かれるが、図面やデータの物理的ブロックは効果的である。企業規模が必ずしも大きくないにも関わらず、本社からIT技術者を呼び、従業員にトレーニングをするなど、手厚く対策を講じている企業もある。

先ほどのチェックシートで付けた技術を確認しながら、技術流出防止に必要な対策が行われているかどうか、現在のみなさんの状況をチェックしてみてください。

### 【技術流出防止対策実施状況チェックリスト】

3点：十分できている、2点：ある程度できている、1点 不十分だができている、0点：全くできていない

	技術の存在場所（例）	効果的な対策方法	点数
機械 設備 (モノ)	工作機械、工場レイアウト	・ 部品・設備等のブラックボックス化	<input type="checkbox"/>
		・ 工場見学時の守秘義務契約 ・ 入場場所の制限	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
材料 ・製品 (モノ)	材料、金型、試作品、完成品、作業くず、廃材	・ セキュリティ規程の策定	<input type="checkbox"/>
		・ 監視カメラ、施錠管理、金庫・倉庫、ID管理等の警備システム投資 ・ 警備会社との契約	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
人 (暗黙知)	経営者、マネージャー、技術者、ワーカー	・ 就業規則における罰則適用事例と処分の具体化・明確化	<input type="checkbox"/>
		・ 内部通報制度の整備・有効活用 ・ 誓約書・契約書の整備 （競業禁止契約、入社時誓約書、退職時誓約書等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
情報 (データ・方法)	設計図、データ、図面、試験データ、工程表、作業標準、品質管理規格	・ 現地駐在情報セキュリティ責任者の任命 ・ 暗号化・パスワード化、プリントアウト記録機能、メール監視機能等のIT投資 ・ 重要システム（3DCAD等）データ集約	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	論文、展示会パネル、展示品、パンフレット、会社ホームページ	・ 公表資料作成時の社内チェック体制 ・ 論文発表時の社内チェック体制	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
取引先	顧客、委託先、共同パートナーなど契約相手	・ 技術の特性と用途や現地状況に応じた権利化あるいはノウハウ秘匿などの選択 ・ 営業秘密等、知的財産関連法制度の確認 ・ 相手方との契約書等文書類整備	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他	経営全般	・ 技術管理のマネジメントシステム整備 ・ 現地経営者の経営者教育	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

セクション毎に2点以上の項目が過半数に満たない場合、または0点が1項目でもついていた場合は、対策が不十分と考えられますので、更なる対策の強化が必要です。

## 第3章 海外進出決定時に、国内外で実施すべきこと

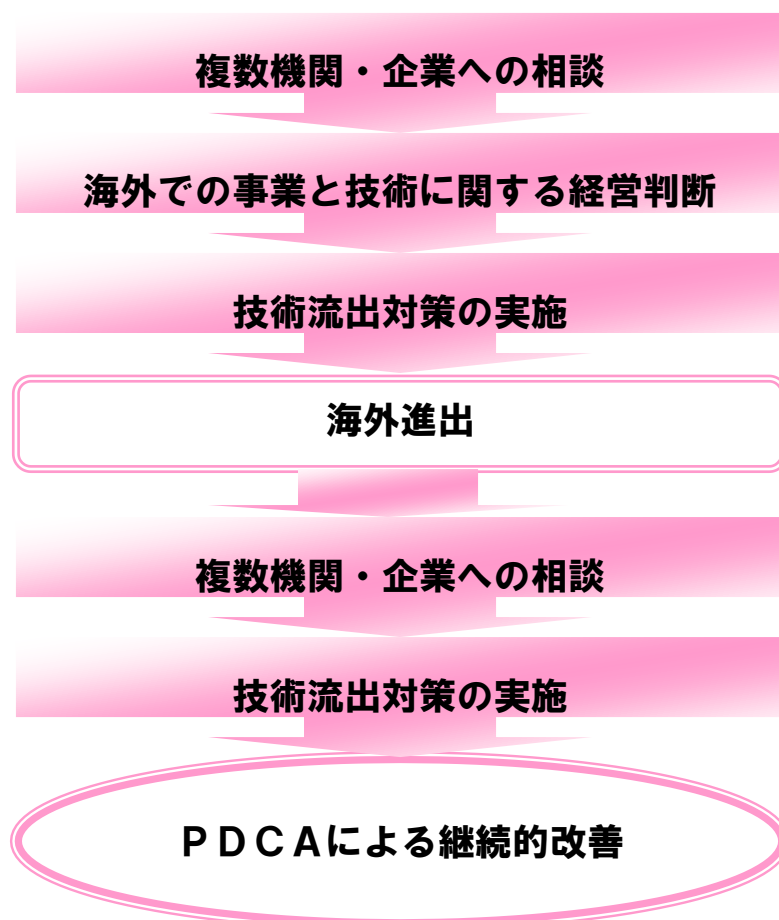
海外進出にあたり、技術流出防止について、日本でとれる対策は手を打ちました。いよいよ進出にあたり、実践に移すときです。

**現地の状況を十分に把握して、適切な対策を行きましょう！**

**現地の状況を十分に把握するためには、相談機関、相談相手企業を多く確保し、先人の知恵を活用してください！**

### 1 技術流出防止関連 海外進出時チェックリスト

守るべき技術の流出防止に効果的な海外進出の段取りをまとめると、以下のようになります。



## 1) 複数機関・企業への相談の実施

海外進出企業の体験では、以下のような機関等への相談を行い、積極的に多くの情報を収集し、活用しています。また、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の知的財産部や現地 JETRO センターなど公的機関の情報などを有効活用すると共に、顧客や共同パートナーからも情報収集をしています。

### 【相談状況チェックリスト】

これらの企業・機関に相談していますか？			チェック
日本	関係企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客や顧客の協力工場</li> <li>・ グループ会社</li> <li>・ 共同出資企業</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	各種団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各産業分野関係団体（所属工業会・協会等）</li> <li>・ 日本商工会議所（全国・各地）</li> <li>・ 日本商工会議所 中国ビジネス研究会</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	行政・公的機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許庁</li> <li>・ 中小企業庁</li> <li>・ (独法) 中小企業基盤整備機構</li> <li>・ (独法) 日本貿易振興機構（JETRO）</li> <li>・ (財) 海外職業訓練協会（OVTA）</li> <li>・ (社) 発明協会 APIC 外国相談室</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
現地	在外日本公共機関・在外民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JETRO 海外各地センター</li> <li>・ OVTA 海外各地センター</li> <li>・ 在外日本（人）商工会</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	相手国政府機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資促進委員会</li> <li>・ 各産業分野工業会等の招致団体</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	専門事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計事務所</li> <li>・ 法律事務所</li> <li>・ 特許事務所</li> <li>・ 労務専門事務所</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	合併先（合併の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地合併先企業</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	工業団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業団地管理事務所</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	現地日系企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日系商社</li> <li>・ 日系銀行</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

チェックの数が多いほど、情報収集に積極的であると考えられます。

## 2) 事業と技術に関する決定

海外での技術流出による経営への大打撃を防止するためには、製品と技術に関する現地の事情をよく知ることが大切です。海外進出をしている企業からは、以下の状況を把握していなかったために苦労した、あるいは把握しておいたために大けがをしなかった、などの状況が聞かれました。

### 【進出先把握に関するチェックリスト】

3点：十分把握している（確認している）、2点：ある程度把握している（確認している）、1点 不十分だが把握している（確認している）、0点：全く何もしていない

進出先のこれらの状況を把握していますか？			点数
技術関連	現地（ローカル他社） 技術レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その会社は当社と同レベルの品質／コスト／納期の製品を作れますか？</li> <li>・ その会社は当社と同レベルのマネジメントシステムを持っていますか？</li> <li>・ その会社は当社の顧客と同レベルの顧客との取引がありますか？</li> <li>・ その会社の実際の製品を見て確認しましたか？</li> <li>・ 工場見学をしましたか？</li> <li>・ あと〇年後においつかれる、などの印象を持ちましたか？</li> <li>・ 現時点で具体的に競合する製品はありますか？</li> <li>・ 模造品被害のおそれはありませんか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	現地に移転すべき技術／しない技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進出の事業目的と現地に移転する技術の内容は釣り合っていますか？</li> <li>・ 進出の事業目的に見合った技術の範囲を特定しましたか？</li> <li>・ 特定された技術範囲について、移転方法を定めましたか？（例：ローカルスタッフの日本研修、技術指導者の派遣、設備・治工具の移転など）</li> <li>・ 移転方法について、19 ページの技術流出対策チェックリストで点検しましたか？</li> <li>・ 技術流出のリスクを総合評価して自社の技術移転をする／しないを決めましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

進出先のこれらの状況を把握していますか？			点数
製造全般	市場・生産環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な顧客の確保はできていますか？</li> <li>・ 中長期的な需要計画は立てましたか？</li> <li>・ 現地の再委託先／外注先はありますか？</li> <li>・ 材料や設備機械の調達先は確保できますか、メンテナンスまでできますか？</li> <li>・ 土地・工場の取得は十分にできますか？</li> <li>・ 電気・通信環境等のインフラは十分ですか？</li> <li>・ 会社設立に関連する法規（会社法、労働法、税法、対内投資規制に関する法、技術移転に関する法など）を把握しましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	経営環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営方針（工場管理方針等）はありますか？</li> <li>・ 経営者人材を確保しましたか？</li> <li>・ ローカルスタッフを確保しましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

セクション毎に2点以上の項目が過半数に満たない場合、または0点が1項目でもついていた場合は把握や確認が不十分と考えられますので、更なる把握・確認を進める必要があります。

### 日本と海外でのJETROの活用

JETRO では国内外の事務所において知的財産の保護に関するアドバイスも行っている。また、バンコク、マニラ、ニューデリー、ムンバイのJETROセンターでは、進出検討中の企業に対し、現地での一時的なオフィスとして活用できる「ビジネス・サポートセンター」を運営しており、随時のアドバイスも行っている。（2009年3月現在）

### 3) 進出前の技術流出防止対策実施チェックリスト

技術流出防止のための有効な対策のなかでも、進出前に対策をとっておくべき重要な項目をピックアップしました。

#### 【進出前に実施しておくべき技術流出防止対策チェックリスト】

3点：十分できている、2点：ある程度できている、1点 不十分だができている、0点：全くできていない

これらの技術流出防止対策をとりましたか？			点数
人	労務管理 (資料編2参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業規則において、罰則適用事例と処分の具体化・明確化をしましたか？</li> <li>・ 誓約書・契約書を整備しましたか？ (競業禁止契約、入社時誓約書、退職時誓約書等)</li> <li>・ 日本研修実施時のルールを明確化・明文化しましたか？ (研修派遣に関わる誓約書等)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術管理・知財に関する従業員教育計画を策定しましたか？</li> <li>・ 従業員への5Sや社内規程等の遵守等、必要な教育項目を策定しましたか？</li> <li>・ 現地教育の責任者を任命しましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	人事・採用・昇進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身元や経歴が正確なものかどうか確認してから採用しましたか？</li> <li>・ 採用時の試験や面接等において、技術に関する認識についてチェックしましたか？</li> <li>・ 安定的な給与レベルを設定しましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
モノ	セキュリティ導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セキュリティ規程を策定しましたか？</li> <li>・ 監視カメラ、施錠管理、金庫・倉庫、ID管理等の警備システムに相応の投資をしましたか？</li> <li>・ 警備会社との契約をしましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	製品等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部品・設備等をブラックボックス化していますか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
情報	情報セキュリティ導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地駐在情報セキュリティ責任者を任命しましたか？</li> <li>・ 暗号化・パスワード化、プリントアウト記録機能、メール監視機能等の情報システムに相応の投資をしましたか？</li> <li>・ 重要システム(3DCAD等)のデータ集約をしましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

これらの技術流出防止対策をとりましたか？			点数
取引先	契約書・法務（資料編2参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術の特性と用途や現地状況に応じた権利化あるいはノウハウ秘匿などを行いましたか？</li> <li>・ 営業秘密等、知的財産関連法制度を確認しそれぞれに合った社内規程や契約書を整備しましたか？</li> <li>・ 取引相手（顧客、委託先、共同パートナー等）との契約書を交わしていますか？</li> <li>・ 取引相手との契約においては、自社の技術流出を防止するための守秘義務や技術の目的外使用の禁止規定を盛り込みましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>
全般	マネジメント・経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術管理や情報管理のマネジメントシステムを整備しましたか？</li> <li>・ 現法経営者の経営者教育を行いましたか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

セクション毎に2点以上の項目が過半数に満たない場合、または0点が1項目でもついていた場合は対策が不十分と考えられますので、更なる対策の強化が必要です。

### 権利化の有効活用

海外での技術の権利化は、費用負担が重いことから見送られることも多い。しかし、権利化の効用にも注目すべきである。進出先の技術レベルから判断し、模倣品被害の権利侵害や類似製品の開発などの恐れがある場合に権利化は有効である。ゆえに、ノウハウとして保持するのか、権利化するのかは技術の特徴・用途と現地の状況などにより吟味して結論を出すべきである。

なお、権利化できる範囲や、保護される範囲は国により異なっており、各国の制度を正確に知る必要がある。重要なことは、(社)発明協会やJETROなどの日本での各国制度に関する相談機関や、現地JETROセンターや現地特許事務所・法律事務所を活用することである。(資料編3参照)

## 2 海外で起きている技術流出の事例

海外進出する準備が整ったところで、いよいよ進出です。進出当初は苦勞が多く、往々にして技術流出防止対策には手が回らない状況となります。

そこで、現実の海外での技術流出事例と実際に取られている対策を、自社の場合に当てはめて考え、「技術流出防止力」を磨いていきましょう。

### 事例1

#### 人に 注意!

- 長年勤めたベテラン従業員や日本研修を経験したローカルエンジニアが、「待遇をよくする」との誘いを受けて競合他社に転職し、要職に就いて競争力をつけている。

こうしておけばよかったのに・・・

- 従業員に対して誓約書、退職時の競業避止契約、守秘義務契約などを取り交わし「損害賠償」を求められるようにしておけば・・・
- 定着率を高める工夫をしていけば・・・
- ベテランの処遇にもっと気を遣っていけば・・・
- もっと従業員とのコミュニケーションを強くしておけば・・・
- 従業員の連帯感・モチベーションの向上に取り組んでいけば・・・

#### そのためにはこうする!

- 従業員との間で入社時・退職時に秘密保持の誓約をとり、日本研修後の退職時の損害賠償誓約書や、退職時には一定期間の競業避止義務を盛り込んだ誓約書をとる。(資料編2参照)  
例：日本研修後〇年間は退職しない、退職の場合は要した費用(あるいは予め定める一定の金額)の弁償を課す。
- 処遇改善(高給・責任・権限)を目に見える形で行う。  
例：幹部登用した従業員に社用車を提供して処遇している。
- 退職防止のための意欲・満足感を高める工夫をする。  
例：取得資格や技術レベルに応じた透明性ある手当を支給する。
- 経営幹部と従業員の意思疎通を積極的に図り連帯感を醸成する。  
例：経営者が従業員の名前や家族構成を覚えて積極的にとけ込む。  
例：運動会・小旅行・食事会・誕生会などのイベントを実施する。

## 事例2

### 人に 注意!

- 従業員が退職し、製品サンプル、工程表、図面・データなどを持ち出して、同種の製品を製造する企業を設立した。

こうしておけばよかったのに・・・

- 入社時誓約書や退職時誓約書などに競業避止義務や秘密保持条項を盛り込み損害賠償を求められるようにしておけば・・・
- 秘密保持、契約履行に関する教育を徹底しておけば・・・
- 物理的に持ち出せないよう、セキュリティ対策や物品管理にもっと力を注いでおけば・・・

そのためにはこうする!

- 従業員との間で入社時・退職時に秘密保持の誓約をとり、日本研修後の退職時の損害賠償誓約書や、退職時には一定期間の競業避止義務を盛り込んだ誓約書をとる。(事例1および資料編2参照)
- 情報管理規程を策定し、物品や情報を持ち出した者を規則違反に問えるよう予めルール整備をした上で従業員を教育する。  
例:「ルールや契約は守らなくてはならない」「会社の物を持ちだしてはならない」など、「これは当然だ」ということであっても規程に明文化し、明確な罰則を設け、罰則と合わせた教育を行う。
- 重要書類や製造データなど営業秘密に属するものの保管について日本以上に厳重に対策を講じる。  
例: 厳重な入出門時の手荷物検査・身体検査、作業場・倉庫・出入り口への監視カメラの設置、重要書類や製品の保管倉庫の2重施錠、毎月錠前を交換、深夜パトロールなどのセキュリティ対策をとる。  
例: 警備会社と契約を締結し、施設管理上のアドバイスを受ける。(ただし警備会社から派遣された警備員が犯人と示し合わせる可能性もあるため要注意)

### 事例3

#### モ/に 注意!

- 半製品と製品が横流しされ、3D測定、材料分析や工程分析などにより模倣品を製作されてしまった。

こうしておけばよかったのに・・・

- まさか製品が「横流し」されるとは。物的盗難対策の費用を惜しまなければよかった・・・
- 日本よりも厳重な「盗難防止」セキュリティを強化しておけば・・・
- リバースエンジニアリングに備えて、ブラックボックス化の範囲を増やしておけば、たとえ盗難などに遭っても被害は少なかったのに・・・

#### そのためにはこうする!

- 物理的な盗難対策は日本よりも厳重に、コストをかけて行う。技術流出が目的でなくとも、換金目的での材料の盗難は日本よりも多い地域がある。(事例2参照)
- セキュリティ対策の強化  
例：エリア別にセキュリティレベルを分け、それぞれのエリアに入室できるメンバーを限定する。
- セキュリティが求められる室のドア・壁構造を頑丈にする。  
例：工場敷地を二重金網で囲むなどの措置をする。
- 製品・半製品・材料などについて在庫管理を徹底する。  
例：倉庫内を整理整頓し、数量を一目瞭然とする。数量点検・棚卸の回数を増やし、在庫記録との照合を行い盗難があればすぐ判明するようにする。
- 不具合製品、不要半製品などの廃棄分をスクラップにする。  
例：半製品・スケルトンなどを廃棄段階でスクラップにする。
- 製品設計段階において、自社製品を分解した際に流出する技術を洗い出し、防止策を講じる。  
例：当該部分を分解したら主要構造部分も壊れるようにする。

#### 事例 4

モノに  
注意!

情報に  
注意!

- 材料管理が不十分であったため、作業現場に材料と一緒に置いていた材料仕様書から、材料メーカー名、品番、仕様などを見学者にメモされ、後で同一材料が発注された。また他の材料メーカーに同種の材料開発依頼が出されたことが判明した。

こうしておけばよかったのに・・・

- 材料管理規程や管理標準などをつくっておけば・・・
- 材料メーカーとの契約で他社からの発注対応を明確にしておけば・・・
- 見学案内要領を作成して従業員に徹底しておけば・・・
- 従業員が秘密に該当する情報をちゃんと分かっていたら・・・
- 技術を盗む意図をもった見学者も中にはいるのだ・・・

そのためにはこうする!

- 材料と仕様書は別に分けておく旨の材料管理規程を策定する。  
例：みだりに材料が人目に触れないよう、従業員に5Sなどの基本から教育を行う。
- 材料添付の仕様書には技術的な詳細が分からない情報しかのせない、というように材料メーカーなどと取り決めておく。  
例：共同開発契約等に仕様書掲載情報の記載方法を定める。  
材料メーカーとの契約において、ノウハウとして秘匿しているはずの情報に基づく注文がなされた場合の対応を取り決めておく。
- 工場見学者に秘密保持に関わる宣誓書への署名を求める。
- 重要区画を設定し、見学者の立ち入り制限を徹底する。  
例：見学者の携行品制限をして（カメラ、メモ帳などの携行禁止）入場時に警備に預けさせる。
- 工場案内要領を策定し、従業員に守らせる。  
例：させてはいけないこと・してはいけないことをイラストにして大きく×印をして従業員に徹底的に教育する。

## 事例5

モ/  
注意!

- 盗む意図を持って入社した従業員に熱処理用薬品を持ち出された。

こうしておけばよかったのに……

- 材料管理規程をきちんとルール化しておけば……
- 盗難防止のセキュリティ対策をもっとしっかりしておけば……
- 入社時に人物調査をもっとしっかりしておけば……
- 盗難行為に対する処分規則を明確に定めておけば……
- マネージャー等による部下管理がきちんと行われていれば……

そのためにはこうする!

- 物理的な盗難対策は日本よりも嚴重に、コストをかけて行う。技術流出が目的でなくとも、換金目的での材料の盗難は日本よりも多い。(事例2、事例3参照)
- 就業規則などの社内規則において社内物品等窃盗が処分対象であることを明記し、窃盗に対する罰則を明文化する。
- 従業員の採用に際して人物評価(履歴調査など)を徹底する。  
例:採用時に現在の仕事に関する図面等を持ち込んでアピールする者、過去の雇用履歴で処分が疑われる者は採用しない。学歴・親族関係などを重視して採用する。前所属企業に人物照会をする。
- ローカルのマネージャーに部下管理を徹底させる。  
例:部下管理についての責任と権限を明確に与え、挙動不審な部下についても経営に報告させ、対処させている。
- 従業員がルールを守っているかどうかの点検を行う。  
例:抜き打ちでの持ち物検査を行う。

## 事例6

### 情報に 注意!

- 取引先に見積に呼ばれたら、そこで他社に納品していた当社の図面を見せられ「これと同様のものができるか」と言われた。

こうしておけばよかったのに……

- どこから流出したのだろうか。取引先からか、業務委託先か、従業員か、それとも見学者か検討がつかない……
- 取引先と秘密保持契約はしていただろうか……
- もっと図面管理を物理的にしっかりしておけば……

### そのためにはこうする!

- 情報、図面やデータの取扱要領を定めておき、どこに配布したのか、誰が持っているのかを明らかにしておく。
- 取引先、業務委託先との秘密保持契約の明確化を図る。  
例：管理責任者の特定、契約終了時における秘密情報の返還または破棄、違反行為があった場合の措置、損害賠償請求、罰則、違約金などを定めておく。(資料編2参照)
- 取引を開始するにあたっては、事前の企業調査を念入りに行う。  
例：取引開始時には、他社との取引履歴や社長の経歴などを重視して調査する。信頼のおける企業との取引実績がある、社長を直接知る者から評判を聞いた、などでなければ取引しない。
- 技術情報管理などの要領を定め、厳格にルールを守らせる。  
例：ルールの遵守状況について、現地法人の経営責任者による監査、日本の技術情報管理担当による監査などを行う。
- 図面や作業標準を物理的に持ち出せない対策を取る。(事例3、事例7参照)

## 事例 7

### 情報に 注意!

- 図面や作業標準を勝手に持ち出して、競合企業の在籍者と情報交換がされていた。

こうしておけばよかったのに・・・

- 地域・国を問わず、総じてローカルスタッフ同士のネットワークが非常に強いなんて、知らなかった・・・
- 会社の図面を持ち出したらいけない、ということは誰もが知っているマナーだと思っていたのに・・・
- 技術資料の持ち出し禁止をルール化していたのに・・・
- 技術資料は物理的に持ち出せないようにしておけばよかった・・・

### そのためにはこうする!

- 経営者は、公的機関の情報を活用し、当該国や地域の風土や人的ネットワークについての理解を深めておく。(第3章1参照)
- 就業規則等で守秘義務を定め、その違反の罰則を具体的に決めて周知する。技術が会社の財産であり、他者に教えることは財産毀損であることを従業員教育で徹底する。  
例：会社の「技術」の重要度・守秘義務の重要性を従業員に理解させるための教育を行っている。(JETRO バンコクセンターでは、知的財産に関するタイ語の教材を用意している。)
- 情報管理規程を日本においてまず策定し、同等の内容を守るようにルール化する。(情報管理のモデル実施例については、資料編4に URL を記載している「営業秘密管理指針」を参照)
- 図面や作業標準を物理的に持ち出せない対策をとること。  
例：設計部門のパソコンへのアクセス状況のログをとり、それ以外の部門からはアクセスを禁止する、USBを接続してデータダウンロードをできないようにする、メールの監視、図面印刷枚数をカウントする、印刷図面の持ち出し禁止と持ち物検査を実施する。

## 事例 8

### 情報に 注意!

- 遅刻が多いなどの従業員を就業規則に従って解雇したところ、辞める前に嫌がらせで事務所の図面データを消されてしまった。

こうしておけばよかったのに・・・

- 従業員とのコミュニケーションがもっとできていれば・・・
- 就業規則等で業務妨害の禁止・会社資産の毀損の禁止とそれらに対する罰則が明記されていれば・・・
- 万一不心得者がいたとしても、物理的にデータを消せない対策を取ってあれば・・・

そのためにはこうする!

- 解雇など処分等による退職者への対応を厳格に行う。  
例：退職前の宣誓書・守秘義務契約書を締結すると共に、会社  
に与えた損害については厳格に賠償請求を行う。損害賠償請求時  
には現地法律事務所の助言を得る、地域有力者と相談する、など  
実効性を高める。
- 情報セキュリティ対策投資を行う。  
例：不要なデータに対しては権限の設定によりアクセスできない  
ように制限を行う。データ消去に関しては責任者の権限でないと  
できないようにする。アクセスログ解析を行う。蓄積された設計  
データは必ずバックアップを取る。重要なデータをパソコンのハ  
ードディスクに残しておかない。
- ローカルマネージャーなどを活用した人事管理を徹底する。  
例：部下に不審な行動がみられたらマネージャーが経営者に報告  
するようにしている。

## 事例 9

### 取引に 注意！

- 取引先がメンテナンスを理由に金型の3Dデータを要求。取引慣行によりそのまま渡したらその後コストが安い別企業に発注され、仕事を失った。

こうしておけばよかったのに・・・

- 取引先との間で知的財産などについて契約条件に明確にしておけば・・・
- 「データを他の目的に使用しない」と言った、取引先担当者の言葉を信用していたのに、担当が変わったら忘れられてしまった・・・
- 当社に損害が生じた場合の賠償責任を定めておけば・・・

### そのためにはこうする！

- 日本国内・現地法人双方において、取引先との契約を見直し、金型のデータ等の引き渡し条件について明確にする。（資料編2参照）
- データ等を引き渡すにあたっては、予め使用範囲を定めておき、守秘と目的外使用の禁止を条件とする。
- 情報管理責任者を特定し、契約終了時における秘密情報の返還または破棄、違反行為があった場合の措置、損害賠償請求、罰則、違約金などを定めておく。
- メンテナンスに必要な技術支援にあたっては、予め誓約書や契約を締結し、守秘と目的外使用の禁止を定めておく。
- 取引の基本が契約書にあることを、現地経営者・現地マネージャーに周知しておき、契約書に関する教育を行う。
- 契約条件で折り合えない場合、各国法令をベースとするよう、法律事務所を交えて交渉する。（日本における望ましい取引慣行については資料編4にURLを記載している「素形材産業取引ガイドライン」などを参照。）

## 事例10

### 取引に 注意！

- 取引先が競合企業の技術者を工場見学させ、従業員をそそのかして図面を持ち出させたり、効率化ノウハウを聞き出していた。

こうしておけばよかったのに・・・

- もっと工場見学者に注意を払っておけば・・・
- 現場における図面などの取扱要領を定め、秘密漏洩防止などを従業員にきちんと指導しておけば・・・
- 工場見学者対応要領を定め、従業員等に周知していれば・・・

そのためにはこうする！

- 工場見学にあたっては、予め誓約書や契約を締結し、守秘と目的外使用の禁止を定める。見学者の出身企業等を確認しておく。工場見学の記録を取っておく。
- 見学案内要領を定め、分かり易くイラストなどでシートに記して従業員に周知し、実行させる。  
例：工場見学には責任者が必ず立ち会い、現場スタッフにはその都度「技術」の重要度・守秘の重要性を理解させ、違法行為を防止する。重要区画を設定し、見学者の立ち入り制限を徹底するとともに、見学者に対する手荷物の携行禁止を定める。
- 守秘義務、情報管理などに関する従業員教育を徹底する。  
(現場での図面管理や工程表の管理が行き届いていない場合、工場見学者がローカルスタッフをそそのかして図面をコピーさせたりするケースが報告されている。)

## 事例 11

### 取引に 注意！

- 取引先から監査名目で設備写真や工程表の提示を無理やり求められ応じたが、知らない間に当該情報を競合他社に提示されていた。

こうしておけばよかったのに・・・

- 提出する資料や図面についてもっと吟味しておけば・・・
- 取引先に対して、情報管理方法を確認しておけば・・・
- 監査を受け入れる場合の条件を予め契約で明確にしておけば・・・
- 「監査」と言われて仕方がない、と思いこんでいた・・・

そのためにはこうする！

- 監査時に提出する資料や図面について、万一流用された場合、技術やノウハウにどの程度の影響を与えるのかを吟味する。  
例：監査の目的（品質監査、工程チェックなど）を取引先と調整し、不要なデータは引き渡さないよう、現地法人の経営者と日本法人における情報管理者が検討する。
- データ等を引き渡すにあたっては、予め監査目的のみとし、使用範囲を定めておき、守秘と目的外使用の禁止を条件とする。
- データ等提供する情報の管理情報や管理責任者を確認する。
- 口頭ではなく書面による合意に基づく契約関係の構築を図る。  
例：管理責任者の特定、契約終了時における秘密情報の返還または破棄、違反行為があった場合の措置、損害賠償請求、罰則、違約金などを定めておく。  
例：情報開示に「この書類・図面・・・の内容に関する権利は、開示元に帰属する」旨の契約内容とし、違反の場合の損害賠償を定めている。

## 事例 12

### 取引に 注意！

- 取引先の調査が不十分だったため、相手方の技術管理状態が悪いことに気付かず、提出していた図面が競合他社に流出した。

こうしておけばよかったのに・・・

- 取引先のことをよく知らなかった・・・
- 契約を守らないことを何とも思わない企業だったのか・・・
- 技術管理状態が悪かったから契約が守られなかった・・・
- 契約で守秘義務違反時の損害賠償責任についてもっとしっかり詰めておけば・・・

そのためにはこうする！

- 取引開始にあたり企業調査を行い、その結果に基づき取引の可否を決定する。  
例：取引先の信頼度、経営状況、信頼おける企業との取引があるか、社長の経歴、信用調査機関を用いての信用調査を必ず行い、取引の可否を決定している。
- 日本国内・現地法人双方において、取引先との契約を見直し、金型のデータ等の引き渡し条件について明確にする。（資料編4参照）現地においては、日本と同様の条件に拠るように交渉する。
- 契約に基づく取引関係を構築する（事例9、11参照）
- 契約違反が発覚した場合に泣き寝入りしない。  
例：現地法律事務所、JETRO センター等を活用し、司法解決等を図ることもある。

### 事例 13

#### 取引に 注意！

- 取引先と秘密保持契約を締結していたが、次第にルールがルーズとなって、取引先の違反行為により競合他社に流出した。

こうしておけばよかったのに・・・

- 契約があるからと言って安心せず、開示する情報を事前に吟味しておけば・・・
- いつの間にかルーズになっていた。うすうす気が付いていたのだが・・・
- 取引を担当する従業員が秘密情報管理についてもっと危機感をもっていれば・・・

そのためにはこうする！

- 取引先等へ開示する情報の範囲を限定する。(事例 12、資料編 2 参照)
- 情報開示に関する社内規定などを整備し、営業秘密管理等、秘密情報管理に関する従業員教育を定期的実施する。
- 重要な技術を吟味し、権利化が向いている場合は積極的に権利化する。  
例：秘密保持契約などで全てノウハウとして秘匿するだけでなく、権利化しておく。開示する取引先に対しては書類や図面に権利化済・申請中などの旨を記載し、目的外使用が権利侵害にあたることを警告しておく。
- 取引先に対して、情報管理に関する監査を行う。場合によっては、情報セキュリティの専門家や弁護士など第三者による監査を実施し、厳正なルールの遵守を求める。

### 3 海外進出後に、主に現地法人において実施すべきこと

海外に進出後も、継続的に「守るべき技術」を守っていくためには、常に、市場の状況、周囲の技術力の状況、自社の技術開発状況をにらみながら対策を継続していく必要があります。

**進出後も「守るべき技術」をしっかりと考え、技術流出対策のPDCAを回し継続的改善を図りましょう！**

**進出後に技術を守るのは、現地経営責任者の力です。現地に溶け込む経営の姿勢を持ち続けることにより、現地の関係者の理解と協力を得られるようにしましょう！**

**現地に溶け込む経営の姿勢とは、現地の宗教・風土・習慣を理解し、現地に根付く姿勢をみせることと、開かれた公正な経営を行うことです！**

#### 1) 進出後の「守るべき技術」検討チェックリスト

海外進出後にも、チェックリストを参考に定期的に現在の技術競争力と周囲の環境について確認することが重要です。いわば、「技術流出防止力」の定期健康診断といえます。

第2章に基づき、みなさんの企業について、海外に移転した技術について次頁の表を完成し、常にチェックをしてください。なお、次頁の表は、守るべき技術が各工程のどこにあるのかを気付くための表ですが、現地で操業を始めたみなさんは、具体的な製品名や工程を想定してチェックする必要があります。

	機械設備 (モノ)		材料・製品 (モノ)		人 (暗黙知)		情報 (データ・方法)	
工場 計画		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
営業 活動		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
設計		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
工程 管理		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
品質 管理		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
治具・ 金型 の 製作 管理		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
材料 管理		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
製品 管理		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

## 2) 進出後の技術流出防止対策チェックリスト

海外進出後には、日本では予期していない事象が発生します。最も多いのは労働法制などの法的制約や労務管理上の慣行が大きく異なるなどです。他にも、データを厳格に管理しようと考えていたがIT技術に詳しい者がいない、などの事情も発生します。経営者の目で定期的に、対策実施状況を確認してください。

### 【進出後に実施すべき技術流出防止策チェックリスト】

3点：十分できている、2点：ある程度できている、1点 不十分だができている、0点：全くできていない

これらの技術流出防止対策をとっていますか？		点数
人	労務管理 (資料編2参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信頼できる現地従業員を登用(現地人マネージャー等による管理)して、人事管理・労務管理に活用していますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 賞罰(罰則や表彰)による就業規則、社内規程類を整備し、遵守させる努力をしていますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 誓約書・契約書類を整備し、厳格に実行していますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 従業員が契約違反・規則違反などをしたときに厳格な対応をとっていますか？(解雇等の処分、損害賠償の請求、司法対応等) <input type="checkbox"/></li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地従業員に対し、5Sなどの製造や品質に関連する基礎教育を行っていますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 現地従業員に対し、技術管理・知財に関する知識教育や意識向上教育を行っていますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 現地従業員に対しリーダー養成教育を行っていますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 現地従業員に対しマネージャー養成教育を行っていますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 現地従業員向けに日本語教育、資格教育等で技能だけでなく帰属意識等の向上を行っていますか？ <input type="checkbox"/></li> </ul>
	人事・採用・昇進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的な給与レベルを維持していますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 現地従業員を経営層に積極登用していますか？ <input type="checkbox"/></li> <li>・ 福利厚生、社内行事による会社への帰属意識向上施策をとっていますか？ <input type="checkbox"/></li> </ul>

これらの技術流出防止対策をとっていますか？			点数
モノ	セキュリティ導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セキュリティ規程を遵守させるようにしていますか？</li> <li>・ 監視カメラ、施錠管理、金庫・倉庫、ID管理等警備システムの導入とメンテナンスをしていますか？</li> <li>・ 信頼おける警備会社と契約していますか？</li> <li>・ ボディ／車／持物チェックを完全実施していますか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	製品等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庫管理による数量チェックをしていますか？</li> <li>・ 治工具、スケルトン、不具合品の廃棄にあたり、技術が分からないようスクラップにするなど適切に管理していますか？</li> <li>・ 部品・設備等をブラックボックス化していますか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
情報	情報セキュリティによる管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地に情報セキュリティ責任者をおいていますか？</li> <li>・ パソコンログイン時のアクセス管理をしていますか？</li> <li>・ 重要データの暗号化・パスワード化を実施していますか？</li> <li>・ 図面等プリントアウト記録機能を導入していますか？</li> <li>・ メール監視機能を導入していますか？</li> <li>・ 重要システム（3DCAD等）データの一元管理を行っていますか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	技術図面等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程表、図面、データ等の印刷制限をかけていますか？</li> <li>・ 技術図面の施錠保管をしていますか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
取引先	契約書・法務（資料編2参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地で開発した技術について、技術の特性と用途や現地状況に応じ、権利化あるいはノウハウ秘匿などを行っていますか？</li> <li>・ 営業秘密等、知的財産関連法制度を確認し、適宜改正情報をモニタリングしていますか？</li> <li>・ 取引相手（顧客、委託先、共同パートナー等）との契約書等文書取引を実践していますか？</li> <li>・ 契約違反行為を追及（司法解決）していますか？</li> <li>・ 法律事務所、会計事務所と連携していますか？</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

これらの技術流出防止対策をとっていますか？			点数
全般	マネジメント・経営	・ 技術管理や情報管理のマネジメントシステムを実施していますか？	<input type="checkbox"/>
		・ 現地従業員とのコミュニケーション確立・強化のための施策をとっていますか？	<input type="checkbox"/>
		・ 現地従業員を経営層に積極登用していますか？	<input type="checkbox"/>
		・ 現地への溶け込み・地域との交流に関する施策を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
		・ 日本在外公的機関・日系企業との連携を強化していますか？	<input type="checkbox"/>

セクション毎に2点以上の項目が過半数に満たない場合、または0点が1項目でもついていた場合は対策が不十分と考えられますので、更なる対策の強化が必要です。

### 中国の技術流出上の特徴（進出企業の体験談より）

中国においては「人」を通じての技術流出が最も懸念されるとの声が多かった。現地従業員の向上心が強い中国では、多くの企業を転々とするのが能力が高いことを示すステイタスにもなっている。また、独立起業を目指す人材も多く、採用時に「将来の夢は起業」と堂々と宣言する者もいる。そもそも人材は流動的であることを念頭に置き、技術情報の管理を厳重に行うことが重要である。また、退職時誓約書や競業避止契約、秘密保持契約を締結しておくことが前提である。

### 3) 「技術流出ヒヤリハット活動」の励行

技術流出防止においても、安全管理や品質管理と同様、ヒヤリハット活動は有効です。身近なところで起きている「これは危ない」の芽をつみとることで、経営に重大な影響を及ぼす技術流出防止を可能とするのです。

技術流出ヒヤリハット発見シート				
○年○月○日	報告者	XXX		
【要素】	人	モノ（設備／材料）	情報	取引先
【状況】	いつ・どこで・なにが・どうした			
【最悪の場合】	いつ・どこで・なにが・こうなっていたかもしれない！			
【改善方法】				

技術流出ヒヤリハット発見シート<記入例>				
200×年×月×日	報告者	OOO		
【要素】	人	モノ（設備／材料）	情報	取引先
【状況】	いつ・どこで・なにが／誰が・どうした 中途採用の面接時に、応募者が、現在の勤め先の図面をもってきて「こんな実力がある！」とアピールしていて、唖然とした。			
【最悪の場合】	いつ・どこで・なにが・こうなっていたかもしれない！ もし、図面が簡単に持ち出してしまうと、誰かが競合他社に応募して、図面が漏洩する。 もし、気付かずに採用してしまったら、当社の図面も持ち出されてしまう。			
【改善方法】	図面の印刷を制限する。採用時に技術管理にルーズな人間を採用しない。			

## おわりに 海外における技術流出防止の実践

**海外では日本以上に技術流出に留意する必要がある。**

**特に、万一流出した場合に経営へのダメージが大きい技術は「守るべき技術」として嚴重な流出防止対策が必要である。**

**技術流出防止対策は、進出先の状況や技術の特徴に応じて適切なものを選択し、継続的に実施していく必要がある。**

素形材企業が海外進出するにあたっては、自社の技術流出に留意し、流出防止の対策を強化することが重要な課題です。

このガイドブックでは、海外進出の心得から、海外進出検討段階における実施事項、そして海外進出後においても実施すべき事項について、時系列を追って把握しました。

みなさんが実際に海外進出を検討されるにあたっては、本書を参考に様々な情報を収集し、自社の事情に即した検討を注意深くすすめていかれることと思います。

資料編には、技術区分参考事例集、誓約書・契約書事例集、アジア主要国法制度概要・参考文献と相談先一覧、技術流出防止に関する参考文献・URL 一覧を記載しています。是非みなさんにおいて実践的に活用してください。

## 資料編

### 1. 技術区分参考事例集（第2章関連）

鋳造、鍛造、金属プレス、プレス金型、プラスチック金型、  
金属熱処理、粉体粉末冶金

### 2. 誓約書・契約書事例集（第2章関連）

- ・ 入社時誓約書
- ・ 退職時誓約書
- ・ 取引基本契約書（秘密保持関連部分）
- ・ 秘密保持契約書

### 3. アジア主要国法制度概要・参考文献と相談先一覧（第3章関連）

- ・ インドネシア
- ・ タイ
- ・ ベトナム
- ・ マレーシア
- ・ 中国

### 4. 技術流出防止や知的財産に関する参考文献・URL 一覧

- ・ 技術流出防止指針
- ・ 営業秘密管理指針
- ・ 金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針について
- ・ 素形材産業取引ガイドライン
- ・ 金型取引ガイドライン
- ・ 金属プレス加工業取引ガイドライン
- ・ 適正取引ガイドライン熱処理ベスト回答集

## 1. 技術区分参考事例集（第2章関連）

以下の表は「素形材技術ロードマップ」を参考に作成しています。詳細をご希望の方は経済産業省 製造産業局 素形材産業室までお問い合わせ下さい。

鋳造技術区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術	すでにスタンダードになっている汎用技術
設計・開発技術	3Dデーター気通貫システム		各種シミュレーションによる解析 3D-CADによる設計
材料関連技術	省エネ/省資源技術		
生産技術	5Mの総合技術 (Man,Machine,Material,Method,Marketing) 工程管理技術 制御技術	薄肉化・軽量化技術	シェルモールド法

鍛造技術区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術	すでにスタンダードになっている汎用技術
設計・開発技術	コンカレント設計技術	鍛造エキスパートシステム	変形シミュレーション技術
材料関連技術	冷間鍛造用介在物制御鋼	熱間鍛造用非調質鋼/冷間鍛造用合金鋼	調質鋼
生産技術	超精密鍛造技術	温間鍛造技術	熱間鍛造技術

金属プレス技術区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術	すでにスタンダードになっている汎用技術
設計・開発技術	製品・工程・金型設計のブレイクスルーに必要な感性を有する人材の育成	われ・しわ成形シミュレーション	成形シミュレーションによる工程計画の検証
材料関連技術	シミュレーションにおける材料の異方性の考慮	レーザーブランク(同厚・差厚)	アルミのボンネット
生産技術	超微細・超精密プレス加工技術	ファインブランキング(精密打ち抜きプレス加工)	高速インクリメンタルフォーミング技術
機械・設備	プレス工場のオートメーション化	タレットパンチプレス	機械プレス

以下の表は「素形材技術ロードマップ」を参考に作成しています。詳細をご希望の方は経済産業省 製造産業局 素形材産業室までお問い合わせ下さい。

プレス金型技術区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術	すでにスタンダードになっている汎用技術
設計・開発技術	工程設計	われ・しわ成形シミュレーション	一般的な型構造設計
材料関連技術	超塑性材料	ハイテン材対応技術	熱間圧延鋼板
生産技術	精密測定技術	非接触測定機の活用	5軸高速加工機

プラスチック金型技術区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術	すでにスタンダードになっている汎用技術
設計・開発技術	自動型設計	射出成形CAE解析技術	一般標準部品の3次元CAD設計
材料関連技術	在着材の実用化	エンジニアリングプラスチック材	AS材、ABS材、ASG材、PPF材等
生産技術	射出・押出成形現象の可視化現象	超臨界微細発泡成形	スタンダード2枚金型

金属熱処理技術区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術	すでにスタンダードになっている汎用技術
設計開発技術	複合熱処理技術	高濃度浸炭技術	雰囲気制御ガス浸炭技術
材料関連技術	高級鋼材	H鋼	一般的な構造用鋼
生産技術	技能のデジタル化	一般的な浸炭・窒化技術	単純形状・単純条件の熱処理技術

以下の表は、社団法人粉体粉末冶金協会「粉体粉末冶金技術戦略マップ」を参考に事務局が抽出したものです。(社団法人 粉体粉末冶金協会 <http://www.jspm.or.jp>)

粉体粉末冶金区分(例)

技術分野	今後、重要と位置づけられる技術	数年のうちに汎用となることが予想される技術
資源・環境技術		廃棄回収技術 分離技術
省エネルギー技術	形レス成形技術 バインダーレス成型技術	高融点・活性金属粉製造技術
高品質・高機能化技術	表面処理・表面装飾・合金化技術 複雑形状成型技術	アモルファス・非平衡粉末 大型材焼結技術
共通基盤技術	計算機シミュレーション	加熱制御技術

## 2. 誓約書・契約書事例集（第2章関連）

### ・入社時誓約書

入社時誓約書	
社名： _____	
会社住所： _____	
私 _____ は、____年__月__日より貴社社員として勤務するにあたり、以下の内容を遵守することをここに誓約します。	
<b>第1条（秘密情報の定義）</b> 本誓約書において、「秘密情報」とは、貴社での勤務において知り得た一切の情報（営業上、技術上の情報を含むその他一切の情報であり、貴社のみならず貴社の親会社、関連会社、取引先に関するものを含む。）を指すものとし、情報が秘密情報に属するかどうかの判断については貴社と争わないこととします。	
<b>第2条（守秘義務）</b> 1）私は、家族を含む社外の者とはもとより、貴社の他の従業員を含むいかなる者に対しても秘密情報を開示しないことを誓約します。 2）秘密事項を開示しないとは、口頭、書面、電子媒体等方法を問わず、提供・漏洩・公表を行わないことを指します。 3）私は、上記の守秘義務を遂行するために、以下のことを行います。 ・秘密事項を貴社の誠実なる業務遂行のためにのみ使用し、それ以外には使用しません。 ・会社から許可された場所、時間など、これらに限らず、与えられた権限の範囲においてのみ秘密情報を閲覧し、使用します。 ・その他会社の就業規則および秘密保持に関する規定を含む会社の定めるあらゆる規程を常に遵守し、会社の指示に従います。	
<b>第3条（退職時の義務）</b> 1）私は、労働契約が解除される場合または会社を退職する場合、本誓約書に規定する遵守事項を退職後においても引き続き遵守することを誓約します。 2）退職にあたっては、秘密情報の使用を停止し、秘密情報に関する媒体ないし資料をすべて貴社に返還し、返還が不可能なものもしくは困難なものについては、会社の指示を仰ぎ、全て指示に従って廃棄するものとします。	
<b>第4条（損害賠償）</b> 本誓約書に違反した場合には、貴社および貴社の親会社、関連会社、取引先等に与えた損害の一切の金額について賠償の責を負います。	
<b>第5条（雑則）</b> 本誓約書の原本は会社が保管します。	
____年__月__日	
誓約者 氏名 _____	(自署による署名)
身分証番号 _____	住所 _____

使用上の注意 本項目案は「盛り込むべき項目」としての目安として掲載しています。使用時には、各国・地域の法令に基づき、専門家の判断を仰いで、適宜追加および修正を行ってください。

## ・退職時誓約書

### 退職時誓約書

社名： \_\_\_\_\_

会社住所： \_\_\_\_\_

私 \_\_\_\_\_ は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に貴社を退職するにあたり、以下の内容を遵守することをここに誓約します。

#### 第1条（秘密情報の定義）

私は、退職後、引き続き以下に示す情報につき、「秘密情報」として守秘義務を負うことを誓約します。

①貴社での勤務において知り得た一切の情報（営業上、技術上の情報を含むその他一切の情報であり、貴社のみならず貴社の親会社、関連会社、取引先に関するものを含む。）

②貴社での勤務において携わった以下の製品に関する一切の情報

**<製品名等を具体的に記載すること>**

③その他、貴社が「秘密情報」と指定する一切の情報

#### 第2条（守秘義務）

私は、本誓約書に示す守秘義務の遂行のために、現時点から退職後に至るまで、以下のことを誓約します。

①秘密情報に関し、家族を含む貴社外の者、将来の勤務先、その他貴社の従業員を含むいかなる者に対しても、開示、漏洩、提供をしません。

②在職中に得た秘密情報を、自己のため、または貴社と競合する事業者、その他の事業者などのために使用することは一切いたしません。

③貴社の業務に関連して入手した、書類、文書、電子データ、図面、サンプル、試作品等その他の一切の物品および情報を貴社の財産であることを確認し、（以下「貴社財産等」という）貴社財産等について、貴社外に持ち出しをしていないこと、また今後においても一切しないことを誓約します。

④貴社財産等の一切について、複写、郵送、送信、ダウンロードをしていないこと、および貴社外のいかなる場所においても保存していないこと、また今後においても一切行わないことを誓約します。

⑤在職中に誓約した守秘義務については退職後も有効に存続し、義務を遂行することを誓約します。

#### 第3条（競業禁止）

私は、退職後\_\_\_\_年間、以下に示す貴社との競合行為をしないことを誓約します。

①貴社と同類の製品を生産し、または取り扱う会社に就職すること

②貴社と同類の事業を行う、貴社と競争関係にある会社に就職すること

③自らまたは他人と共同で開業して貴社と同類の製品を生産し、または取扱い、あるいは同類の事業を行うこと

④貴社が競争関係にあると判断したその他の企業もしくは組織・機関に就職し、勤務すること

#### 第4条（損害賠償）

この誓約書に違反した場合には、貴社および貴社の親会社、関連会社、取引先等に与えた損害について賠償いたします。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

誓約者 氏名 \_\_\_\_\_（自署による署名）

身分証番号 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

使用上の注意 本項目案は「盛り込むべき項目」としての目安として掲載しています。使用時には、各国・地域の法令に基づき、専門家の判断を仰いで、適宜追加および修正を行ってください。

・取引基本契約書（受注・発注の双方において使用可）

取引基本契約書（秘密保持関連部分のみ）

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、乙が甲の注文を受けて製造する製造請負契約において、次のとおり取引基本契約を締結する。

＜秘密保持に関して追加すべき事項＞

第〇条（秘密保持および秘密情報の目的外使用の禁止）

甲及び乙は、本契約及び個別契約に関連して、相手方より受領した情報（書面、口頭、電子データ等媒体を問わない）のうち、相手方から「秘密」である旨指定された情報（以下「秘密情報」という）について秘密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩し、または本契約および個別契約を履行する目的以外に使用してはならない。

第〇条（再委託）

1) 乙は、本契約に関する業務を第三者に再委託をしてはならない。ただし、甲の書面による事前の合意を得た場合は再委託できるものとする。  
2) 前項により乙が第三者に再委託を行う場合は、第〇条秘密保持、第〇条知的財産について同等の義務を課すものとし、義務の履行がなされなかった場合の違約金及び損害賠償については、第〇条（違約金・損害賠償）の条項に基づき、乙が全ての責任を負うものとする。

第〇条（価格）

甲が発注する価格には以下の費用が含まれるものとし、個別契約において甲乙協議の上決定した金額を発注書において費用別に明記する。

＜設計費、金型製作費、材料費・部品費、人件費、経費等合意した項目を列挙＞

第〇条（知的財産）

甲及び乙は、本契約に関連して相手方から受領または開示された情報につき、それが秘密情報であるかを問わず、知的財産の移転やライセンス付与を伴うものではないことを確認する。

第〇条（違約金・損害賠償）

本契約の条項の違反の場合は、以下の違約金もしくは損害賠償を他の当事者に対して支払わなければならない。

- ① 契約条項違反が発生し、他の当事者において損失が発生していない、あるいは重大な結果をもたらしていない場合は、違約金として＜合意した一定の金額＞を支払うものとする。
- ② 契約条項違反の行為により損害が発生した場合、違反行為者は、違反による一切の損害を賠償する義務を負うものとする。なお、前号における違約金の支払が行われている場合であっても損害賠償請求を妨げないものとする。

使用上の注意 本項目案は「盛り込むべき項目」としての目安として掲載しています。使用時には、各国・地域の法令に基づき、専門家の判断を仰いで、適宜追加および修正を行ってください。

・ 秘密保持契約書（商談等の情報交換をする場合）

秘密保持契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、＜双方が交渉を進めている XXXX 製品に関する取引協議（以下「本協議」という）：取引の名目を記載＞において、次のとおり秘密保持契約を締結する。（以下「本契約」という）

第1条（秘密情報の定義）

1）本契約において、「秘密情報」とは、甲及び乙の間で開示又は提供される情報の一切を指し、以下の内容を含むものとするが、以下に限定されるものではない。

- ①技術情報（工程表、三次元データ、設計図、金型図、試作品、サンプル等）
- ②営業情報（製品販売計画、見積書、費用内訳、財務関係書類、顧客個人情報等）
- ③その他、甲乙間で開示または提供される情報

2）秘密情報の開示又は提供は、口頭、書面、電子データ、電子メール、画像等媒体を問わず行われ、秘密性を有することを表明したかに関わらない。

第2条（守秘義務）

甲及び乙は秘密情報の取扱を以下のように守秘するものとする。

- ①守秘義務の履行にあたっては、秘密保持の措置及び制度について、あらゆる手段を講じることとし、常に最善の手段を選択するものとする。
- ②親会社、関係会社を含む第三者には漏洩・開示・提供しないこと。
- ③本件に携わる自己の従業員に対して、秘密保持契約あるいは誓約書によって本契約と同等以上の守秘義務を負わせること。
- ④秘密情報を開示した当事者による書面の許可なく複製することを禁止する。
- ⑤提供された物品・試作品等のリバースエンジニアリングはこれを禁止する。
- ⑥秘密情報を本協議の目的以外に使用することを禁止する。

第3条（秘密情報の返却と廃棄）

開示または受領した秘密情報が不要になった場合および本契約を終了する場合は、以下の処分を行い、当該秘密情報の返却もしくは破棄について相手方に対し文書による報告を行い、当該処分が行われたことを保証しなければならない。

- ①受領した秘密情報のうち返却可能な媒体については速やかに相手方に返却する。
- ②秘密情報が返却不能かつ廃棄可能な場合は、相手方の指示に従い削除するかまたは適切な方式で廃棄する。

第4条（違約金・損害賠償）

本契約に違反した場合、違反した当事者は相手方に対し以下の違約金もしくは損害賠償を支払わなければならない。

- ①契約違反を原因とする損失が発生していないか、重大な結果が引き起こされていない場合は、他の当事者に対して違約金として＜合意した一定の金額＞を支払う。
- ②契約違反を原因とする損失が発生した場合、弁護士費用・訴訟費用等対処に要した費用も含む一切の損害を賠償する義務を負う。なお、前号における違約金の支払が行われている場合であっても損害賠償請求を妨げるものではない。

第5条（付則）

- 1）本契約は〇〇法に則り解釈及び適用が行われるものとする。
- 2）本契約の正本は2部作成し、甲乙それぞれが1部ずつ保有するものとする。

甲 会社名 \_\_\_\_\_（署名・自署） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
乙 会社名 \_\_\_\_\_（署名・自署） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

使用上の注意 本項目案は「盛り込むべき項目」としての目安として掲載しています。使用時には、各国・地域の法令に基づき、専門家の判断を仰いで、適宜追加および修正を行ってください。

### 3. アジア主要国法制度概要・参考文献と相談先一覧（第3章関連）

#### インドネシア

##### 1 概要

WTOの原加盟国であるインドネシアは、1995年1月のWTO成立以来、知的財産関連の法律をTRIPS協定に準拠させるために大幅に改正し、知的財産の保護を強化した。また、2006年に知的財産権侵害に取り組むタスクフォースが大統領令により設置された。

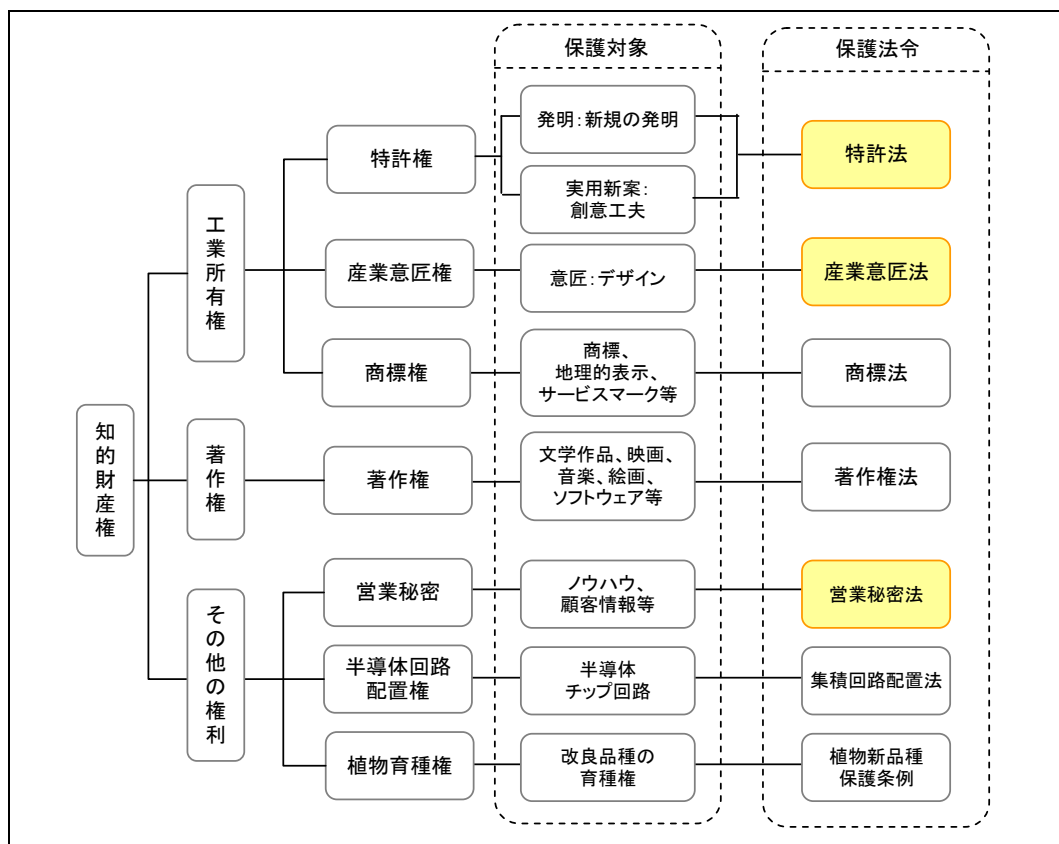
権利の執行については、刑事告発が最も有効な手段と考えられている。

##### 2 法制度

###### (1) 知的財産保護関連法規の体系

現行の主要な知財関連法令は、以下のとおりである。

図表 1 インドネシアにおける知的財産保護の体系

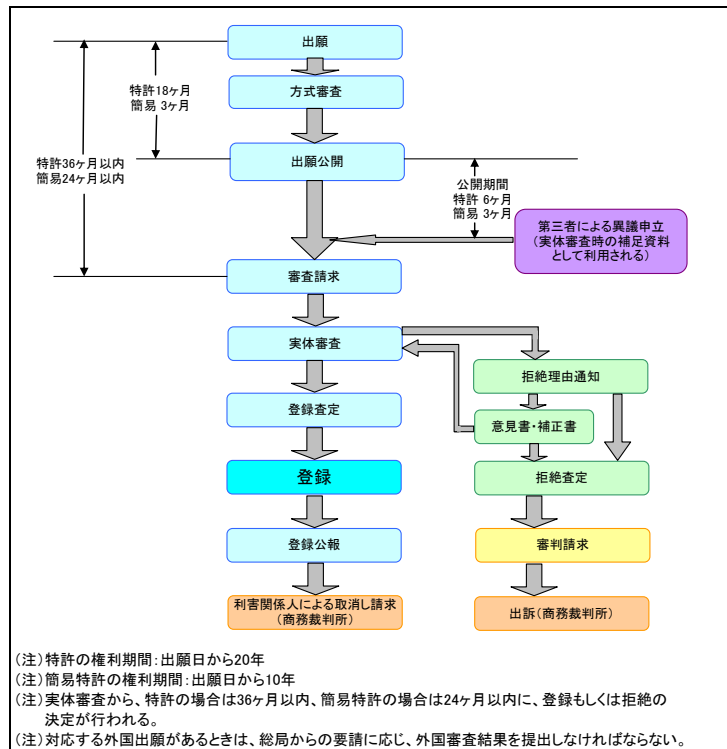


(※技術情報の流出に特に関係する法令に色を付けて示している)

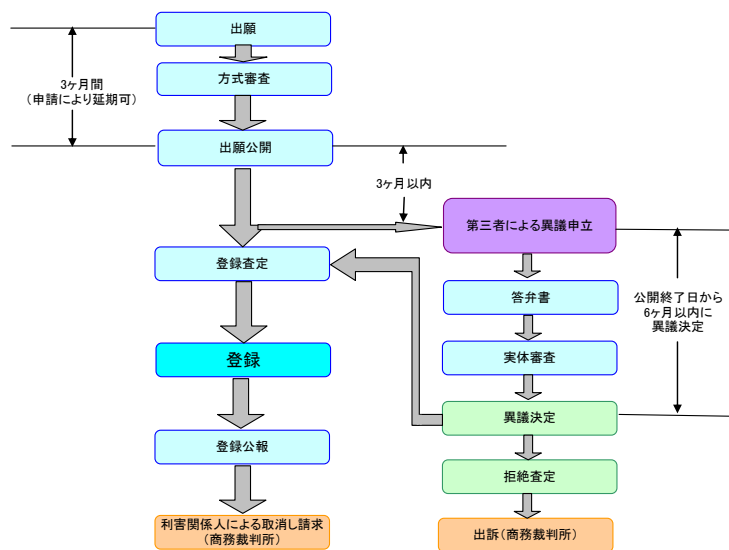
(2) 特許・意匠の登録

インドネシアにおける権利取得の流れは以下のとおりである。

図表 2 特許登録出願の流れ



図表 3 意匠登録出願の流れ



(出典: JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) p.31-32)

### (3) 営業秘密

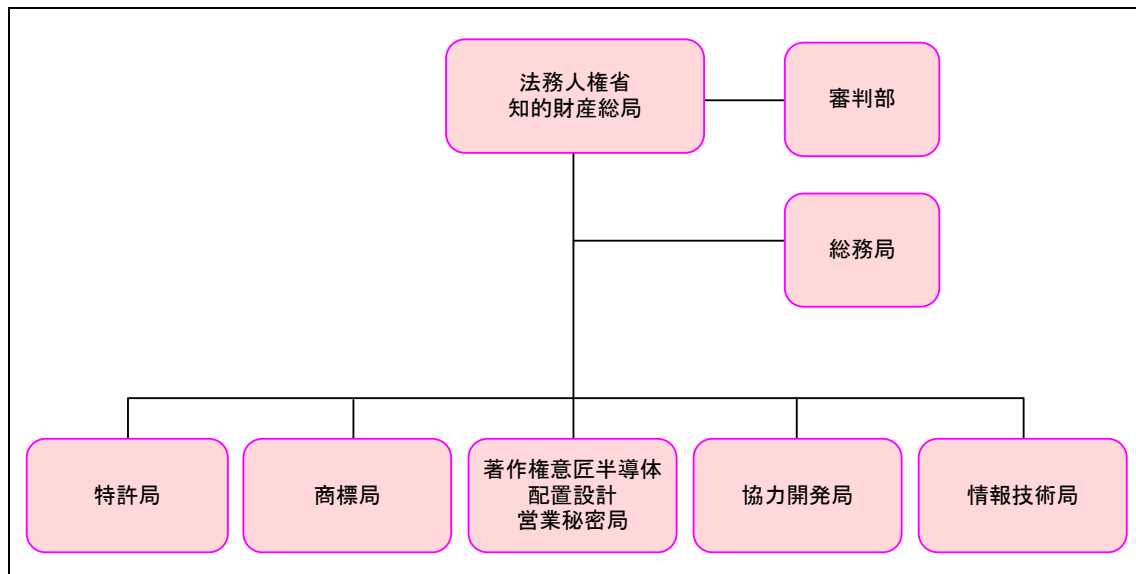
営業秘密法は、ある情報が以下の条件を満たすとき、営業秘密として保護されるとし、登録による保護を規定している<sup>1</sup>。

- ・ その情報が秘密性（特定の者に限定して知られているか、又は広く社会に知られるに至っていない状態）を有する
- ・ 経済的価値がある（商業活動又は事業活動に利用できる、又は利益増加に寄与する）
- ・ 当然取られるべき方法で秘密性が維持されている

### 3 官公庁

インドネシアにおける知的財産権所管官公庁は、法務人権省知的財産総局である<sup>2</sup>。知的財産総局の組織は以下のとおりである。（2007年6月時点）

図表 4 知的財産総局組織図



（出典：JETRO「模倣対策マニュアル インドネシア編」（2008年3月）p.5）

なお、植物新品種の保護については、知的財産総局ではなく農業省植物品種保護センターが担当している。

<sup>1</sup> JETRO「模倣対策マニュアル インドネシア編」（2008年3月）p.31,p.40。

<sup>2</sup> Directorate General of Intellectual Property, Department of Law and Human Rights

#### 4 知的財産権侵害に対する権利執行

知的財産権侵害に対する権利執行手段としては、民事的対抗手段及び刑事的対抗手段の2種類があるが、前者の実例は少なく、殆どが刑事的対抗手段による。水際措置についても規定されているが、規則の整備が不十分であるという指摘がある。

##### (1) 民事的及び刑事的対抗手段

特許法、産業意匠法、商標法、著作権法は、それぞれ侵害者に対する民事的及び刑事的対抗手段について規定している。ただし、民事訴訟は2001年の法改正により可能となったが未だ数件しか実例がなく、民事訴訟による損害賠償請求は一般的ではない。

一方、インドネシアでの法的対抗手段として最も効果的なのは刑事告発である。もっとも、これは知的財産侵害行為の停止・侵害品の廃棄・謝罪広告を行わせるために警察権力を活用することが有効であるからであり、起訴に至る前に刑事手続の途中で示談交渉に入ることが多い。

インドネシアの裁判所は、通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所及び行政裁判所の四系統に分かれており、通常裁判所は三審制（地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所）である。知的財産権を専門に扱う法廷は無く、知的財産権に関する事件については地方裁判所付属商事裁判所が第一審、最高裁判所が第二審となる。

##### (2) 水際措置

関税法によれば、税関当局<sup>3</sup>は商標権と著作権を侵害する物品の差し止めを行うことができる（第54条・第62条）。

---

<sup>3</sup> Directorate General of Customs & Excise

## 5 関連 URL

インドネシアの知的財産制度に関する情報のうちインターネット上で閲覧が可能なものとしては、以下のものが挙げられる。

サイト名・URL	備考
JETRO「インドネシア 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」 <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_08/">http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_08/</a>	知財関連法令を、最近の発展を中心に概観。
JETRO「模倣対策マニュアル インドネシア編」(2008年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/pdf/2008_mohou.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/pdf/2008_mohou.pdf</a>	知財権ごとに権利取得・法執行の詳細、関連法令全文(和訳)を掲載。
JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf</a>	法整備・侵害状況に関する現状、権利取得・法執行の流れ、企業の取組み事例を掲載。
JETRO「インドネシアの工業所有権侵害事例・判例集」(2000年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/pdf/2000_han.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/pdf/2000_han.pdf</a>	工業所有権侵害事案の判例を紹介。
財務省「ASEAN 諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等実態調査」(2008年3月) <a href="http://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/ASEAN.html">http://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/ASEAN.html</a>	水際取締りの制度、関係機関情報、ヒアリング結果を掲載。
WIPO, "INDONESIA (ID)" <a href="http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/id.pdf">http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/id.pdf</a>	各知財権別に関連法規名、関係機関情報が列挙されている(英語)。
法務人権省知的財産権総局ウェブサイト <a href="http://www.dgip.go.id/">http://www.dgip.go.id/</a>	知財所管官庁(英語・インドネシア語)。
インドネシア金型工業会 <a href="http://www.imdia.or.id">http://www.imdia.or.id</a>	工業会概要、会員状況、活動案内を掲載(日本語・英語・インドネシア語)。

## 6 相談窓口

知的財産問題やインドネシア進出一般に関する相談窓口としては、以下のようない機関が挙げられる。

機関名	コンタクト (2009年3月現在)
JETRO ジャカルタセンター	住所 : Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190, INDONESIA TEL : 国番号(62)-(0)21-520-0264 FAX : 国番号(62)-(0)21-520-0261
ジャカルタジャパンクラブ	住所 : Menara Cakrawala Lt.4, (Skyline Building 4F) JL.M.H.Thamrin No.9Jakarta 10340, INDONESIA TEL : 国番号(62)-(0)21-315-0418 FAX : 国番号(62)-(0)21-3192-5902, 315-0817 E-MAIL : jasmine@jic.ntt.net.id
インドネシア金型工業会	住所 : Kompleks PT. Panasonic Manufacturing Indonesia, Gedung Graha Managemen YPMG Jln. Raya Bogor Km. 29, Jakarta 13710, INDONESIA TEL : 国番号(62)-(0)21-870-2852 FAX : 国番号(62)-(0)21-871-7864

# タイ

## 1 概要

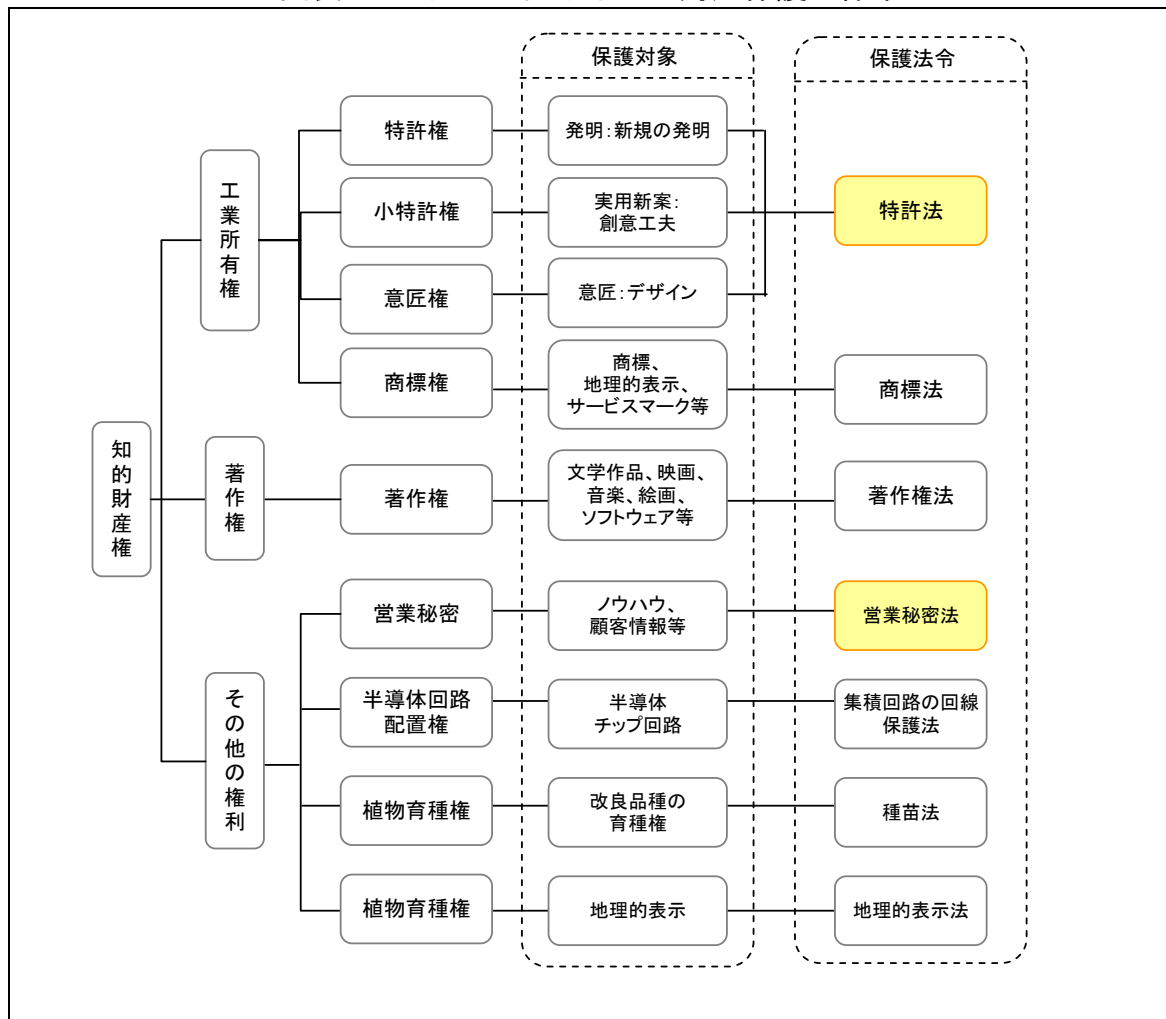
タイは 1995 年 1 月の WTO 創設当初からの加盟国であり、以降 TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）を履行するための法改正を行ってきたため、知的財産保護に関する複数の法律を有している。また、法執行の側面においては、知的財産を扱う特別裁判所（中央知的財産・国際取引裁判所）を東南アジアで初めて設置した。

## 2 法制度

### (1) 知的財産保護関連法規の体系

現行の主要な知財関連法令は、以下のとおりである。

図表 5 タイにおける知的財産保護の体系

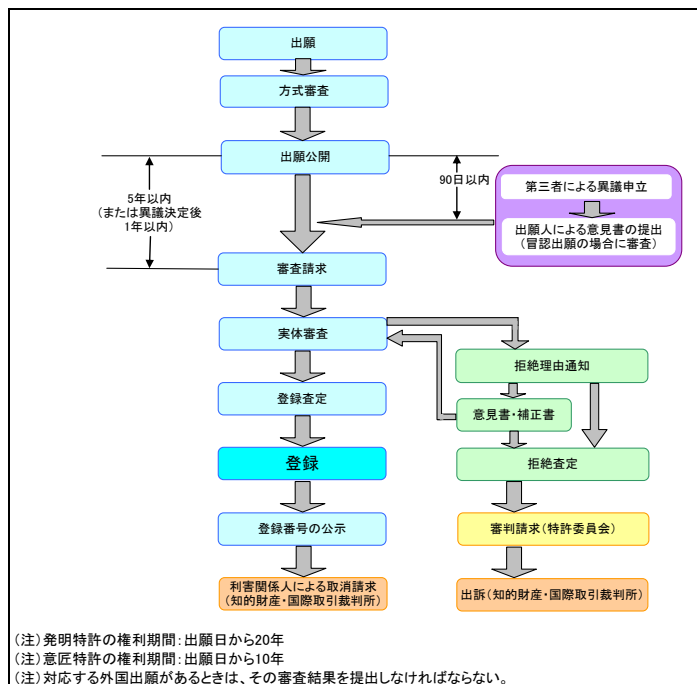


(※技術情報の流出に特に関係する法令に色を付けて示している)

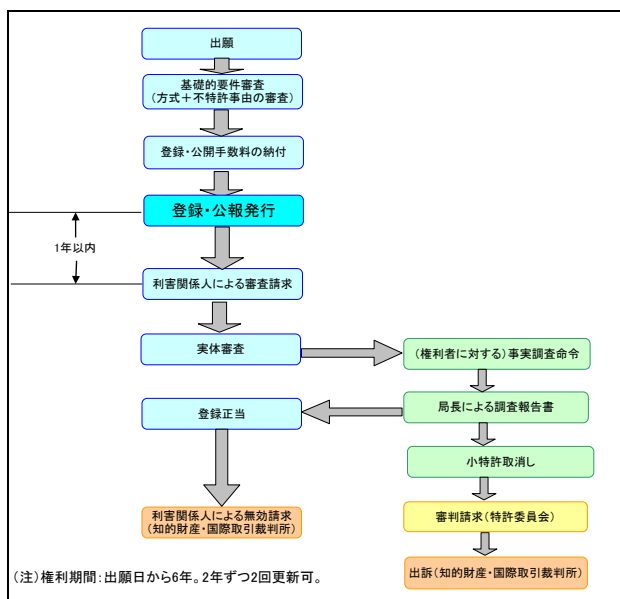
(2) 特許

特許法は、発明（特許）、小発明（小特許）、意匠の保護について規定している。小特許とは、日本の実用新案に似た制度であり、簡易な発明に対して認められる。

図表 6 発明特許、意匠特許の登録出願の流れ



図表 7 小特許の登録出願の流れ



(出典: JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) p.20)

### (3) 営業秘密

営業秘密は、営業秘密法第3条に以下のとおり規定されている<sup>4</sup>。

まだ一般に広く認識されていない、またはその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるもの

営業秘密は、技術上の情報とビジネス上の情報の2つのカテゴリーに分けられる。営業秘密は、保護に登録は必要とされず、それが秘密の対象である限り自動的に保護の対象となるが、営業秘密保有者は、知的財産局のデータベースに営業秘密に登録し、自らが所有者であることを記録することが出来る<sup>5</sup>。

### 3 所管官公庁

タイにおいては、商務省知的財産局が知的財産権を所管しており<sup>6</sup>、以下に関する役割を担っている。

- ✓ 知的財産権の創造及び商業活用
- ✓ 知的財産保護制度の発展
- ✓ 知的財産侵害の予防及び取引における公正・規律の促進

知的財産局の内部部門は、大きく以下のように分類できる。

- ✓ 各種知的財産権を担当する部門…特許権、商標権、著作権につき各1部門
- ✓ 知的財産のプロセスに関わる部門…推進・発展、侵害抑制、紛争予防・解決につき各1部門
- ✓ 管理部門等
- ✓ 各種センター…技術センター、知的財産センター

---

<sup>4</sup> JETRO「模倣対策マニュアル タイ編」(2008年3月) p.112

<sup>5</sup> データベースには、秘密情報が関連する分野のみについての情報が掲載されている。秘密情報の重要部分は公開されない。

<sup>6</sup> Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce (DIP)

#### 4 知的財産権侵害に対する権利執行

知的財産権侵害に対する権利執行手段としては、民事訴訟及び刑事訴訟がある。また、税関措置に対して水際措置を求めることも出来る。

##### (1) 民事訴訟・刑事訴訟

タイの裁判制度は基本的に三審制であるが、知的財産については二審制をとっている。中央知的財産・国際取引裁判所が第一審<sup>7</sup>、最高裁判所の知的財産・国際取引部署が第二審となる<sup>8</sup>。中央知的財産・国際取引裁判所は、1996年に設置された。

知的財産権侵害の捜査に関する機関としては、特許、商標及び著作権法違反の大規模事件の捜査は、2004年に法務省の傘下に設置された特別捜査局<sup>9</sup>がこれを担当する。知的財産権侵害の摘発を行う警察の経済犯罪捜査課（経済警察:ECID）が2005年6月に改組され、経済・技術犯罪取締課（ECOTECH・POLICE）として取締りの強化を図っている。

##### (2) 水際措置<sup>10</sup>

通関地点における保護対象として法規に明文で規定されているのは商標権及び著作権（著作隣接権）のみである。しかし、それ以外の知的財産権（特許権や意匠権等）についても、直接的な規定はないものの税関の責務の一環として、税関で保護される。

#### 5 関連情報

タイの知的財産制度に関する情報のうちインターネット上で閲覧が可能なものとしては、以下のものが挙げられる。

サイト名・URL	備考
JETRO「タイ 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」 <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_08/">http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_08/</a>	知財関連法令の概略を紹介。
JETRO「模倣対策マニュアル タイ編」（2008年3月） <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/2008_mohou.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/2008_mohou.pdf</a>	各知財権に関し、権利取得・法執行の詳細を掲載。
財務省「ASEAN 諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等実態調査」（2008年3月） <a href="http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ASEAN.html">http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/ASEAN.html</a>	水際取締りの制度、関係機関情報、アンケート・ヒアリング結果を掲載。

<sup>7</sup> The Central Intellectual Property and International Trade Court

<sup>8</sup> The Department of Intellectual Property and International Trade Litigation, The Office of the Attorney General

<sup>9</sup> Department of Special Investigation

<sup>10</sup> The Customs Department

サイト名・URL	備考
JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf	法整備・侵害状況に関する現状、権利取得・法執行の流れ、企業の取組み事例を掲載。
JETRO「タイ税関の役割」(2004年度版) http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/2004_tai.pdf	税関における知財権の保護、輸出入手続について解説。
JETRO「タイの工業所有権侵害事例・判例集」(2000年3月) http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/2000_han.pdf	工業所有権侵害事案の判例を紹介。
JETRO Bangkok 知的財産権部 http://www.jetrobkk-ip.com/	東南アジア・南西アジア各国の知財所管官庁の概要や知財関連ニュース、模倣品対策方法等を紹介。
WIPO, "THAILAND (TH)" http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/th.pdf	各知財権別に関連法規名、関係機関情報が列挙されている(英語)。
商務省知的財産局ウェブサイト http://www.ipthailand.org/ipthailand/	知財所管官庁(日本語・英語・タイ語)。

## 6 相談窓口

知的財産問題やタイ進出一般に関する相談窓口としては、以下のような機関が挙げられる。

機関名	コンタクト (2009年3月現在)
JETRO バンコク知的財産権部	住所 : 16th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Rd., Bangkok 10330, THAILAND TEL : 国番号(66)-(0)2-253-6441 (内線 : ①140(日・英)、130(英・タイ)) FAX : 国番号(66)-(0)2-254-5408
バンコク日本人商工会議所	住所 : 15th floor Amarin Tower, 500 Ploenchit Road, Kwang Lumpini, Khet Patumwan Bangkok 10330, THAILAND TEL : 国番号(66)-(0)2-256-9170~3 FAX : 国番号(66)-(0)2-652-0931

# ベトナム

## 1 概要

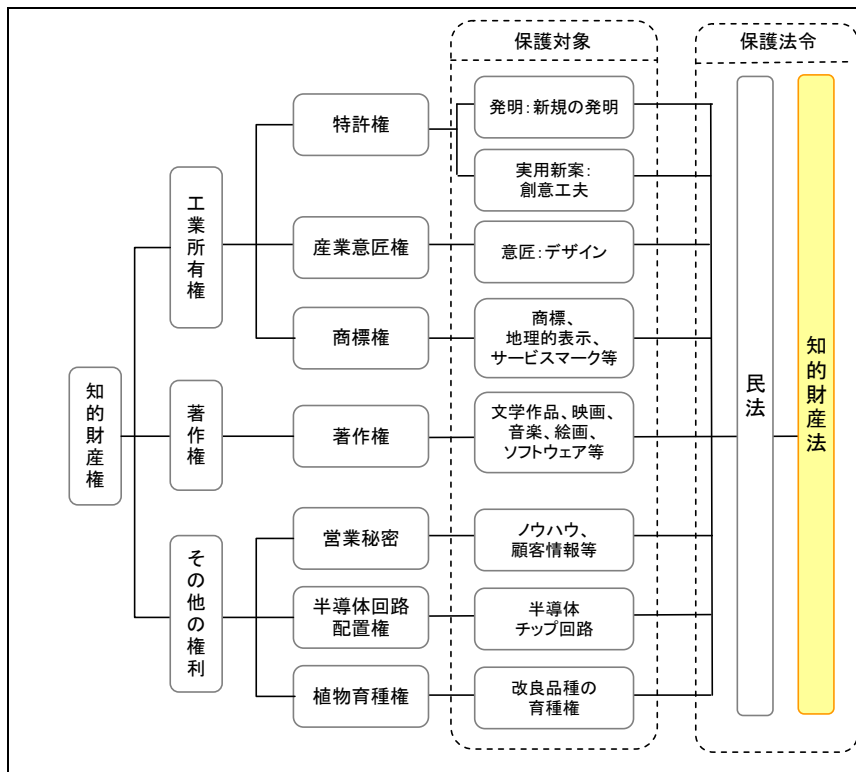
ベトナムにおいては、知的財産制度について包括的に定めた知的財産法が2006年7月より施行されている。同法制定前は民法が知的財産権について定めていたため、基幹となる規定については現在も民法に残されている。また、知的財産法と同時に、技術移転法も制定された。2007年1月のWTO加盟に伴い、現在では原則的にTRIPS協定に依拠した法制度を確立しているが、専門性を有する人材の不足等により、運用面では多くの課題が残されているとされている。

## 2 法制度

### (1) 知的財産保護関連法規の体系

現行の主要な知財関連法令は、以下のとおりである。

図表 8 ベトナムにおける知的財産保護の体系



(※技術情報の流出に特に関係する法令に色を付けて示している)

また、その他の関係法令として、次ページ図表 9に示す法令が挙げられる。

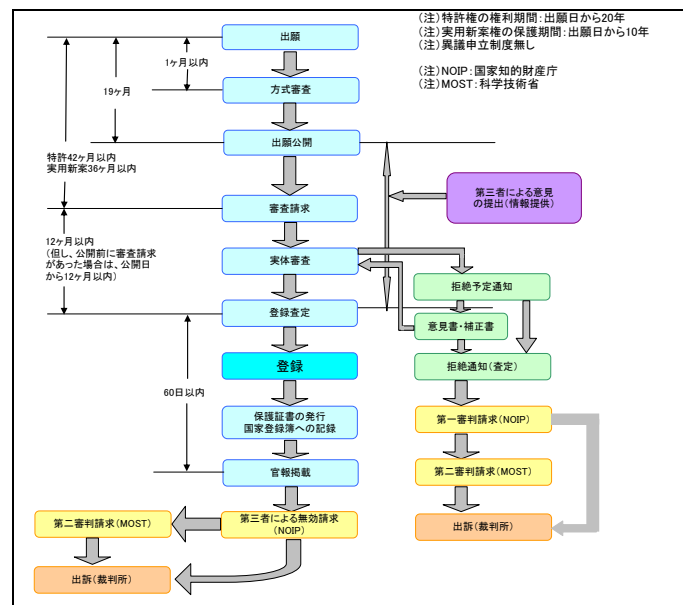
図表 9 その他の関係法令

法令	概要
<b>技術移転法</b> (2006年11月29日成立、2007年7月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術移転に関するベトナム最初の法律であり、国内における技術移転活動及び海外とベトナムとの間の技術移転活動について規律している。</li> <li>適用対象には、技術、ノウハウ、技術市場、技術移転、技術移転業務、技術評価及び技術移転の促進が含まれる。</li> <li>技術移転活動を促進することを目的とした種々税制優遇措置についても定めている。</li> </ul>
<b>競争法</b> (2004年11月9日成立、2005年7月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業上一般に不正とみなされる慣行の一つとして、第41条が営業秘密の侵害について規定している。</li> </ul>
<b>税関法</b> (2005年6月14日改正、2006年1月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3章第5節(第57条～第59条)が、知的財産権保護のための請求がなされた場合の通関停止について定めている。</li> </ul>
<b>刑法</b> (1999年12月21日成立、2000年1月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第131条が著作権侵害行為を、第171条が産業財産権侵害行為を定めている。</li> </ul>

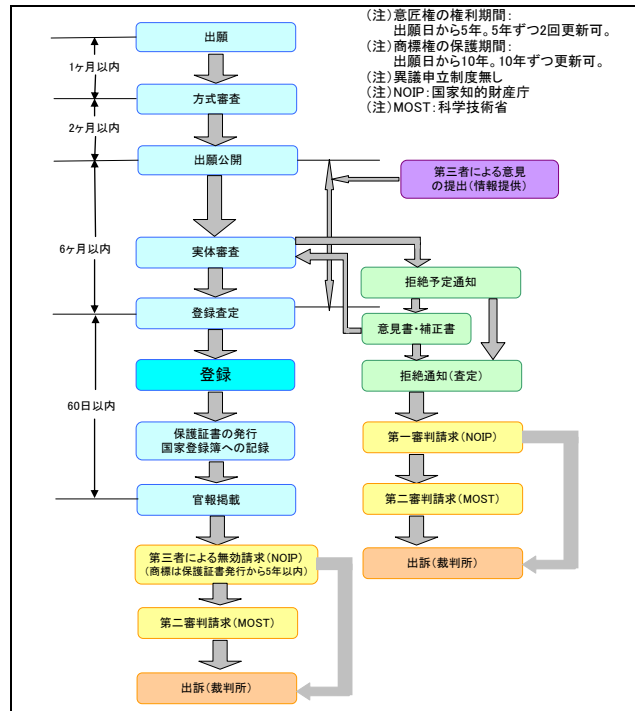
(2) 特許等の登録

ベトナムにおける権利取得の流れは以下のとおりである。

図表 10 ベトナムにおける特許・実用新案登録出願の流れ



図表 11 ベトナムにおける意匠、商標の登録出願の流れ



(出典：JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) p.17-18)

### (3) 営業秘密

営業秘密については、知的財産法及び競争法に規定がある。知的財産法が営業秘密の定義及び保護されるための要件を、競争法が営業秘密の侵害行為の類型を定めている。

#### 知的財産法第4条(23)

営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。

営業秘密として保護されるための要件は知的財産法第84条に規定されており、以下のとおりである<sup>11</sup>。

- (1) 周知の事実でもないし、容易に取得できるものでもない。
- (2) 営業に使用した場合に、その保有者が競争優位性を得られる。
- (3) 開示されたり、容易にアクセスされたりしないように、その保有者が必要な保護手段を用いて秘密に保持している。

<sup>11</sup> JETRO「模倣対策マニュアル ベトナム編」(2007年3月) p.130

競争法は、不正競争とみなされる慣行の一つとして営業秘密の侵害を定めており、第 41 条において以下の行為を禁止している<sup>12</sup>。

- ・ 正当な営業秘密の所有者が講じた秘密保持の手段に対抗し、営業秘密に属する情報にアクセスするか、それを収集すること
- ・ 正当な営業秘密の所有者の許諾を得ずに営業秘密に分類される情報を開示もしくは使用すること
- ・ 秘密保持契約に違反するか、正当な営業秘密の所有者の営業秘密にアクセスし、それを収集・開示することを目的として、秘密保持義務を負っている者を騙したり、その信頼を悪用したりすること
- ・ 国家機関が講じた秘密保持の手段に対抗して、営業関連もしくは製品流通のための手続きを行う事業者の営業秘密に分類される情報にアクセスするか、それを収集すること、または営業目的もしくは営業関連の許可もしくは製品流通の許可の発行申請の目的でその情報を使用することにより、営業秘密に相当する情報にアクセスしたり、それを収集したりすること

### 3 所管官公庁

ベトナムにおける主要な知的財産権所管官公庁は、図表 12 に示したとおりである。

図表 12 知財所管官公庁

組織名	役割等
知的財産権庁 <sup>13</sup>	工業所有権全般を扱う。
文科情報省 <sup>14</sup>	著作権、著作隣接権を扱う。
農業農村開発省 <sup>15</sup>	植物品種に係る権利を扱う。

### 4 知的財産権侵害に対する権利執行

知的財産権侵害に対する権利執行手段としては、民事訴訟、刑事訴訟、行政措置の3種類の措置があるが、短期間・低コストで済む行政措置による救済が主流である。また、税関における水際対策も求めることができる。

<sup>12</sup> JETRO「模倣対策マニュアル ベトナム編」(2007年3月) p.134

<sup>13</sup> National Office of Intellectual Property (NOIP), Ministry of Science & Technology

<sup>14</sup> Ministry of Culture and Information (MOCI)

<sup>15</sup> Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD)

(1) 民事訴訟・刑事訴訟

ベトナムの裁判制度は、最高人民裁判所、省・中央直轄市の人民裁判所（省レベル人民裁判所）<sup>16</sup>、県または省直轄市の人民裁判所（県レベル人民裁判所）、及び軍事裁判所からなり、二審制がとられている。知的財産権に特化した裁判所は無いため、知的財産関連紛争も人民裁判所において取り扱われる。

裁判制度については、知的財産権分野を専門とする裁判制度が整備されてこなかったため、裁判官が知的財産関連紛争の取り扱いに関する知識と経験に乏しい、という点が指摘される。

(2) 行政措置

行政措置に関わる当局は、以下の通りである。知的財産権者が求めることの出来る措置としては、警告、罰金、没収、営業免許の取り消し、侵害要素の除去、侵害品の破棄、侵害品の回収、捜査、差し押さえがある。これらの行政措置のうちどれを適用することが可能かは行政当局ごとに異なる。

図表 1 3 行政措置に関する行政当局

組織名	役割等
科学技術省 産業財産権特別監査局 <sup>17</sup>	模倣品及び侵害品の輸出入行為を除く全ての知的財産権侵害行為に対応する権限を有する。
市場管理部 <sup>18</sup>	市場で取引されている模倣品及び侵害品の対策に関する権限を持つ。
経済警察 <sup>19</sup>	知的財産権侵害行為の調査、証拠収集、侵害行為に対する制裁措置の他の所管当局への勧告等を行う。
人民委員会 <sup>20</sup>	地方行政組織として、所轄地域における知的財産権の執行に関連する問題を取り扱う。

<sup>16</sup> ベトナムの地方行政制度は、三級制で省レベル（第一級行政区）、県レベル（第二級行政区）、社レベル（第三級行政区）にわかれている。

<sup>17</sup> Specialized Industrial Property Inspectorate, Ministry of Science and Technology

<sup>18</sup> Market Management Department, Ministry of Industry and Trade

<sup>19</sup> The Economic Police

<sup>20</sup> People's Committee

### (3) 水際措置<sup>21</sup>

関税局は、国境ゲートで知的財産権を侵害する輸出入品を取り締まる権限を有する。知的財産権者の請求により、以下2種類の措置を取ることができる。

- ✓ 通関停止…輸入品又は輸出品が知的財産権を侵害しているとされた場合に実施
- ✓ 国境を通過する物品の監視…国境で侵害品を発見する目的で実施

また、知的財産権者の請求があった場合以外に、職権で取り締まりを実施できる場合もある。

## 5 関連 URL

ベトナムの知的財産制度に関する情報のうちインターネット上で閲覧が可能なものとしては、以下のものが挙げられる。

サイト名・URL	備考
JETRO「ベトナム 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」 <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_08/">http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_08/</a>	知財関連法令を、最近の発展を中心に概観。
JETRO「模倣対策マニュアル ベトナム編」(2007年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip/pdf/2007_vie.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip/pdf/2007_vie.pdf</a>	ベトナムにおける知財侵害の現状、権利取得・法執行の詳細が掲載。
JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf</a>	法整備・侵害状況に関する現状、権利取得・法執行の流れ、企業の取組み事例が掲載。
JETRO「ベトナムの工業所有権侵害事例・判例集」(2000年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip/pdf/2000_han.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/ip/pdf/2000_han.pdf</a>	工業所有権侵害事案の判例が紹介。
WIPO, “VIET NAM (VN)” <a href="http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/vn.pdf">http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/vn.pdf</a>	各知財権別に関連法規名、関係機関情報が列挙されている(英語)。
知的財産権庁ウェブサイト <a href="http://www.noip.gov.vn/">http://www.noip.gov.vn/</a>	知財所管官庁(英語・ベトナム語)。
The National Legal Database <a href="http://vbqpl4.moj.gov.vn/law/en/">http://vbqpl4.moj.gov.vn/law/en/</a>	ベトナムの法令データベース(英語・ベトナム語)。

<sup>21</sup> General Department of Vietnam Customs

## 6 相談窓口

知的財産問題やベトナム進出一般に関する相談窓口としては、以下のような機関が挙げられる。

機関名	コンタクト（2009年3月現在）
JETRO ハノイセンター	住所：3rd Floor, 63 Ly Thai To, Hanoi, VIETNAM TEL：国番号(84)-(0)4-3825-0630 FAX：国番号(84)-(0)4-3825-0552
JETRO ホーチミン事務所	住所：14th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street, District 1, Ho Chi Minh City, VIETNAM TEL：国番号(84)-(0)8-3821-9363 FAX：国番号(84)-(0)8-3821-9362
ベトナム日本商工会	Room602, DMC Tower, 535 Kim Ma st., Hanoi, VIETNAM TEL：国番号(84)-(0)4-2220-9907 FAX：国番号(84)-(0)4-2220-9909 E-MAIL：jbav-info@jbav.vn
ホーチミン日本商工会	住所：Room1407, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue St., Dist.1, Ho Chi Minh City, VIETNAM TEL：国番号(84)-(0)8-3821-9369 FAX：国番号(84)-(0)8-3821-9370 E-mail: info@jbahvn.org

# マレーシア

## 1 概要

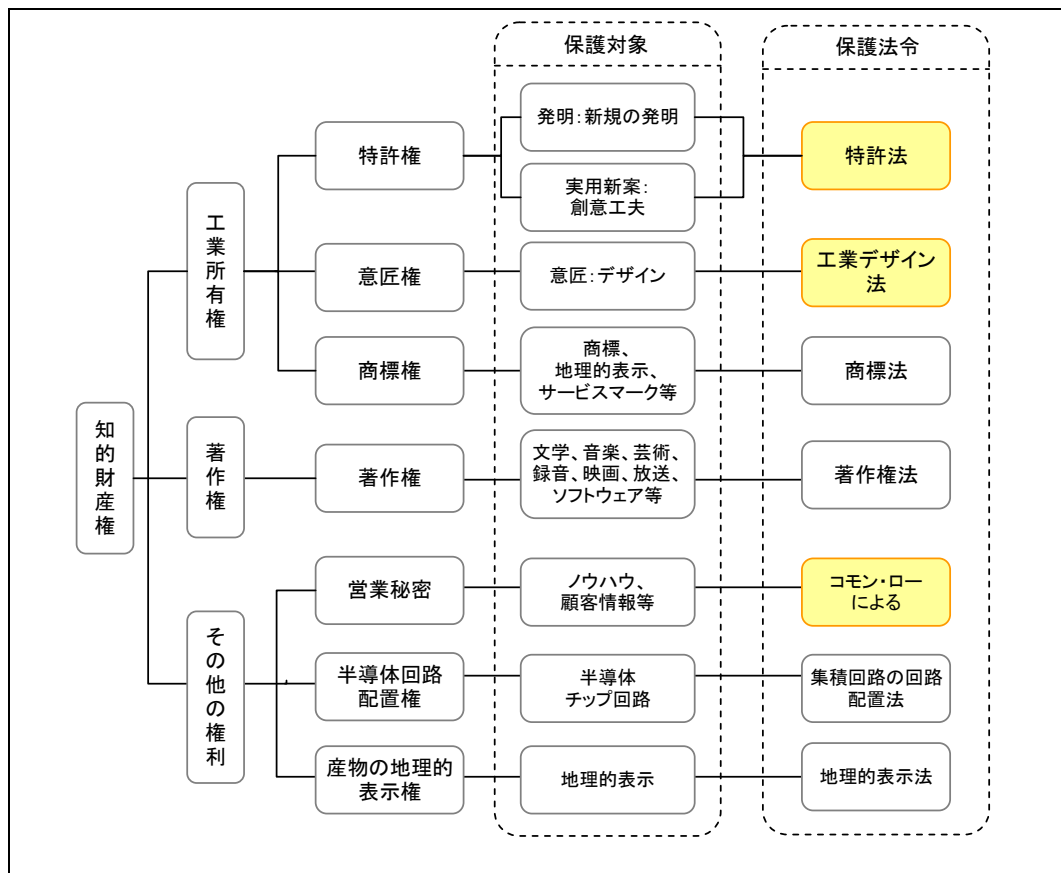
マレーシアにおいては、知的財産制度については、国内取引・消費者行政省（MDTCA）が管轄している。また、知的財産に関する登録・権利実現等の手続きを実施するために、2002年マレーシア知的財産公社法が制定され、マレーシア知的財産公社（MyIPO）が設立された。知的財産侵害の形態としては模倣品被害が主であり、それらへの対応が課題とされている。2007年7月知的財産を管轄する特別裁判所が設立された。

## 2 法制度

### (1) 知的財産保護関連法規の体系

現行の主要な知財関連法令は、以下のとおりである。

図表 1.4 マレーシアにおける知的財産保護の体系

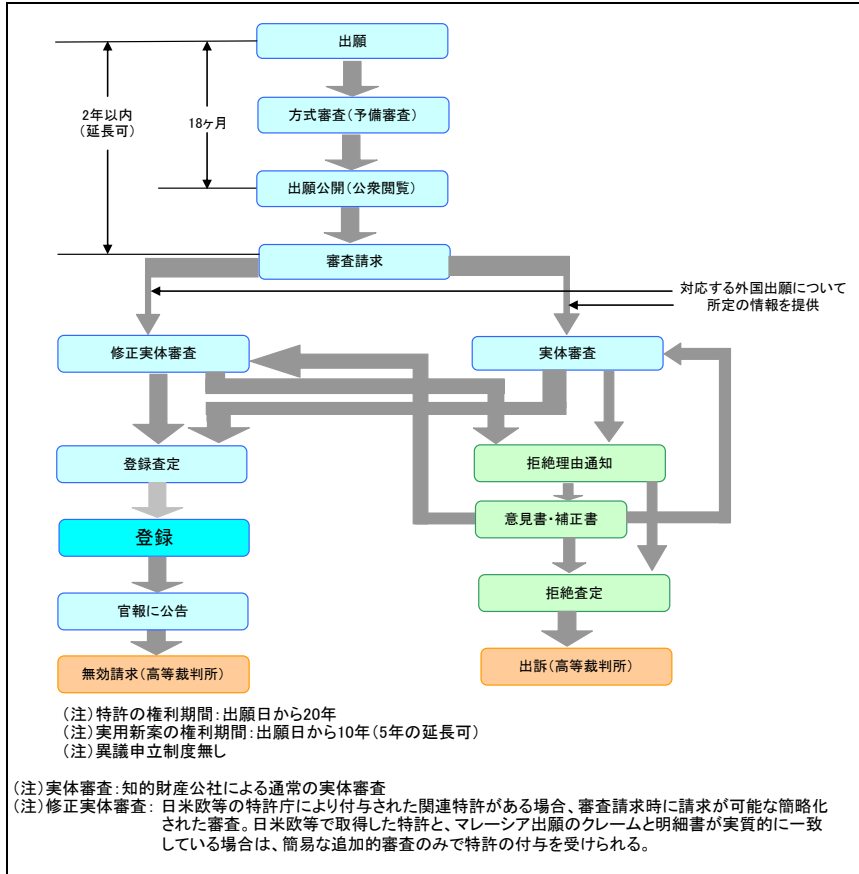


(※技術情報の流出に特に関係する法令に色を付けて示している)

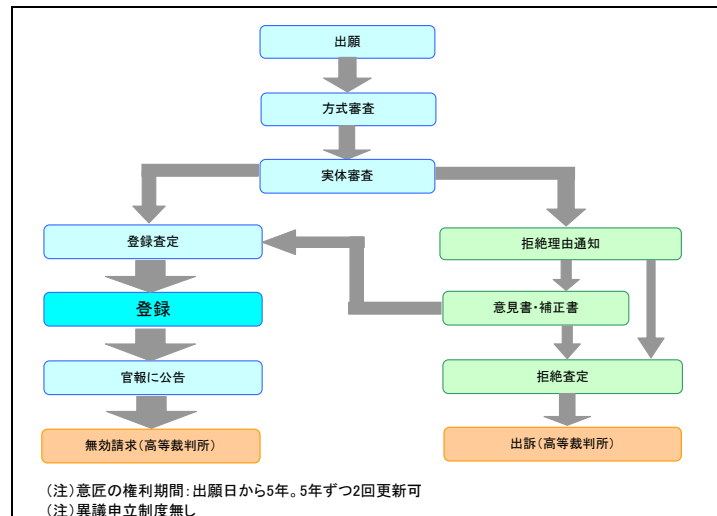
(2) 特許等の登録

マレーシアにおける権利取得の流れは以下のとおりである。

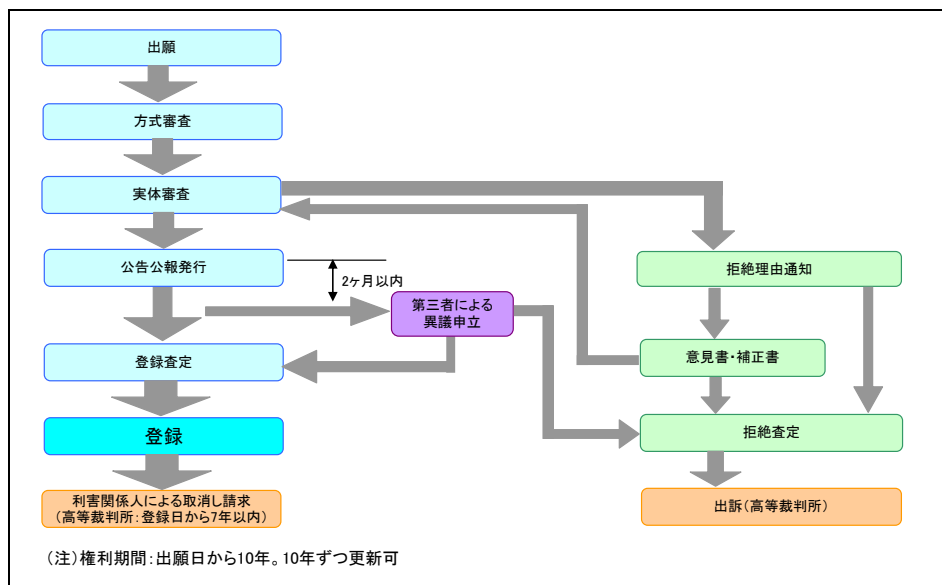
図表 15 マレーシアにおける特許・実用新案登録出願の流れ



図表 16 マレーシアにおける意匠の登録出願の流れ



図表 17 マレーシアにおける商標の登録出願の流れ



(出典: JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) p.24-27)

### (3) 営業秘密

営業秘密については、マレーシアにおいては英国式コモンローによるものとされており、個別法の国内法制定はされていない。

営業秘密として保護されるためには、以下の要件が必要であるとされる<sup>22</sup>。

- (1) 情報の秘密性があること
- (2) 当該情報が守秘義務を課せられるような状況下で伝えられていること
- (3) 当該情報が事実上あるいは想定上の不正使用や開示があったことが証明されること

また、営業秘密の漏洩においては、民事上の差止請求及び損害賠償が可能である。

<sup>22</sup> JETRO マレーシア技術・工業および知的財産権供与に関わる制度  
[http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest\\_08/](http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_08/)

### 3 所管官公庁

マレーシアにおける主要な知的財産権所管の官公庁は、以下のとおりである。

図表 18 知財所管官公庁

組織名	役割等
国内取引・消費者行政省 <sup>23</sup>	知的財産に関わる行政全般と刑事責任を定める商標権、著作権侵害に関する事件と救済を扱う。
マレーシア知的財産公社 <sup>24</sup>	知的財産に関わる情報提供、各種登録権利のデータベース提供、特許権・商標権・意匠権に関する権利登録手続き、商標権・著作権侵害に関する水際措置を扱う。

### 4 知的財産権侵害に対する権利執行

知的財産権侵害に対する権利執行手段としては、民事訴訟、刑事訴訟があり、行政による救済としての水際措置がある。

#### (1) 民事訴訟・刑事訴訟

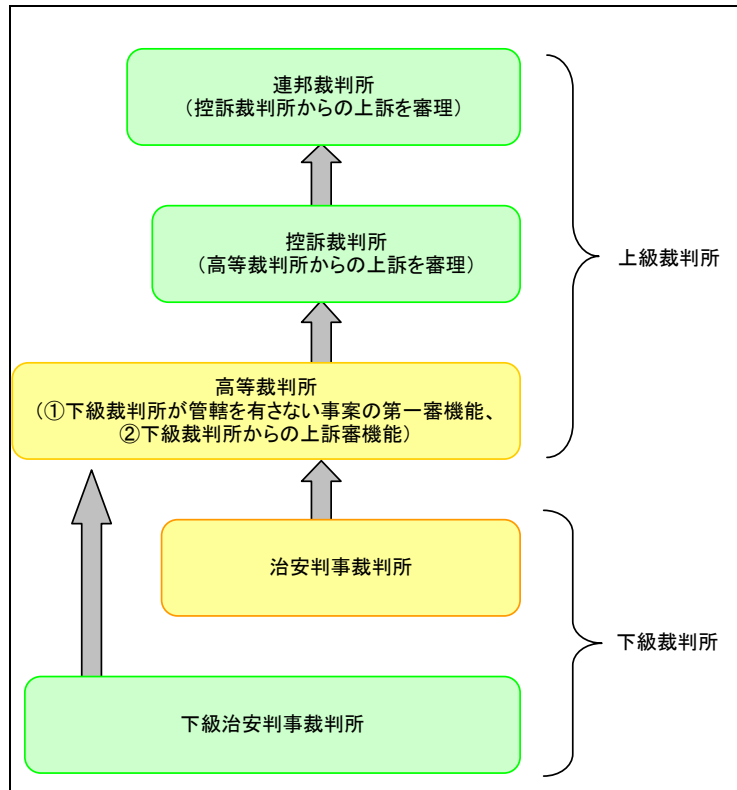
マレーシアにおいて、刑事制裁の対象となる知的財産権侵害行為は、商標権および著作権の侵害である。これらの権利侵害の場合は、国内取引・消費者行政省(MDTCA)に刑事告訴し、侵害の疑いがあるとされれば捜査が開始される。特許権・意匠権については民事上の救済措置である差止請求および損害賠償請求を請求することとなる。

裁判制度については、2007年7月の法改正により、知的財産権分野を専門とする裁判制度が発足した。刑事犯(商標権、著作権侵害)を取り扱う15の知財担当の治安判事裁判所および民事および刑事を取り扱う6つの知財担当の高等裁判所が定められている。

<sup>23</sup> Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs (MDTCA)

<sup>24</sup> Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)

図表 19 マレーシアの裁判制度



(知財法廷が設置される階級の裁判所を黄色で示している)

(2) 行政救済 (水際措置)

マレーシア知的財産公社 (MyIPO) が意匠権侵害の物品を取り締まる権限を有する。知的財産権者が MyIPO の登録官に申請を行い、申請が認められれば、登録官が以下の措置を取る。

なお、著作権侵害の場合、MyIPO 管理官に対する侵害申請が認められれば物品の搜索と押収が行われ、没収される。

- ✓ 輸入物品の押収・没収…登録官が権限のある税関職員に通知し、税関職員により押収、輸入者が没収を認めなければ裁判手続となる

## 5 関連 URL

マレーシアの知的財産制度に関する情報のうちインターネット上で閲覧が可能なものとしては、以下のものが挙げられる。

サイト名・URL	備考
JETRO「マレーシアのエンフォースメント機関の実態」(2001年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2001_jit.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2001_jit.pdf</a>	知的財産関連法令と所轄官庁・違反時の罰則規定を概観。
JETRO「模倣対策マニュアル マレーシア編」(2001年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2001_man.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2001_man.pdf</a>	制度によって保護される知的財産権の内容と侵害対処の方法を記載。
JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2007年8月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf</a>	法整備・侵害状況に関する現状、権利取得・法執行の流れ、企業の取組み事例を掲載。
JETRO「マレーシア工業所有権侵害事例・判例集」(2000年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2000_han.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ip/pdf/2000_han.pdf</a>	工業所有権侵害事案の判例を紹介。
国内取引・消費者行政省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs、MDTCA) <a href="http://www.kpdnhep.gov.my/">http://www.kpdnhep.gov.my/</a>	知財(特に取引表示法、著作権法)を所管する省。(英語)
マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia、MyIPO) <a href="http://www.myipo.gov.my/">http://www.myipo.gov.my/</a>	知財所管官庁(英語)による法令解説、出願受付、特許等データベースの総合サイト。

## 6 相談窓口

知的財産問題やマレーシア進出一般に関する相談窓口としては、以下のような機関が挙げられる。

機関名	コンタクト (2009年3月現在)
JETRO クアラルンプールセンター	住所 : 9th Floor, Chulan Tower, No.3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur, MALAYSIA TEL : 国番号(60)-(0)3-2171-6100 FAX : 国番号(60)-(0)3-2171-6077
マレーシア日本人商工会議所	住所 : Suite 6.01, 6th Floor, Millennium Office Block, Peti #4, 160, Jalan Bukit Bintang 55100 Kuala Lumpur, MALAYSIA TEL : 国番号(60)-(0)3-2142-7106 FAX : 国番号(60)-(0)3-2142-0483 WEB : <a href="http://www.jactim.org.my/">http://www.jactim.org.my/</a>

# 中国

## 1 概要

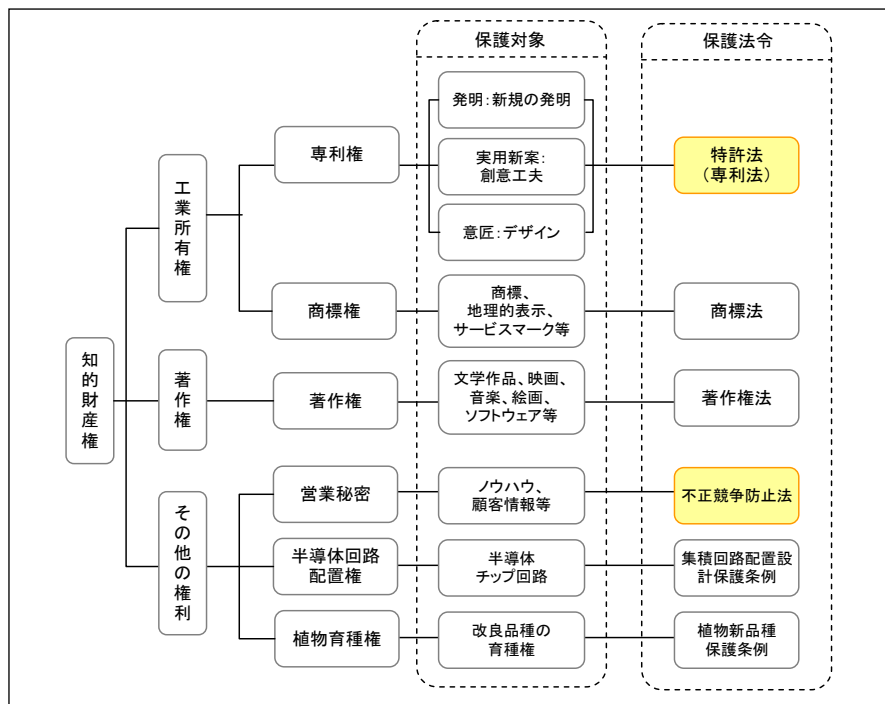
中国は、知的財産保護に関する複数の法律を制定しており、知的財産権を審理する専門の法廷（知識産権廷）も設置されているなど、制度面では整備が進んでいると言える。しかし、実態においては知的財産権侵害の状況を改善する必要性を他国により指摘されることも多く、例えば米国は2007年4月にTRIPS協定違反として中国をWTOに提訴している<sup>25</sup>。

## 2 法制度

### (1) 知的財産保護関連法規の体系

現行の主要な知財関連法令は、以下のとおりである。

図表 20 中国における知的財産保護の体系



(※技術情報の流出に特に関係する法令に色を付けて示している)

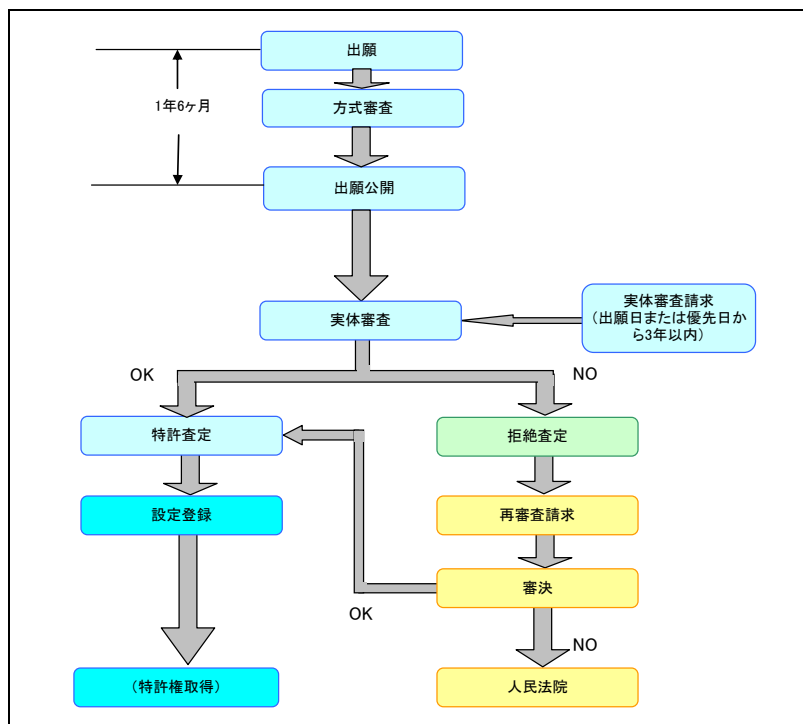
(出典: JETRO「経営者のための知的財産保護マニュアル in CHINA」(2003年3月)より一部改変)

<sup>25</sup> WTO パネルは、中国著作権法がベルン条約に違反しているという点についてのみ米国の主張を認めた。  
“China — Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights” (WTO DS 362) [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds362\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm)

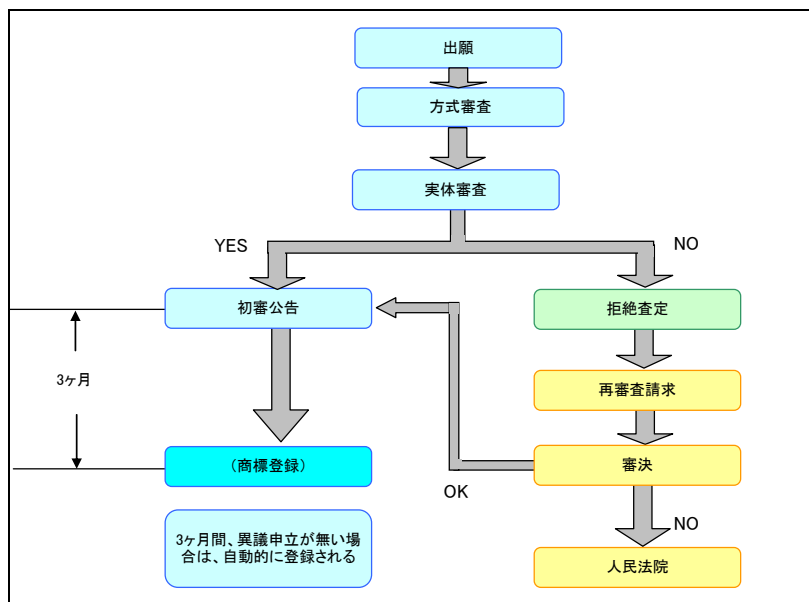
(2) 特許等の登録

中国における権利取得の流れは以下のとおりである。

図表 2 1 特許登録出願の流れ



図表 2 2 商標登録出願の流れ



(出典: JETRO「経営者のための知的財産保護マニュアル in CHINA」(2003年3月)p.13-14)

### (3) 営業秘密

営業秘密に関し定めた主要な法律としては、不正競争防止法があり、刑法においても営業秘密侵害罪を定めている。さらに、労働契約法において従業員と会社の義務等を定めているが、6. 労働関係法令で詳述する。

図表 23 営業秘密に関する主な法令

法令	概要
不正競争防止法 <sup>26</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業秘密の定義</li><li>・ 不正手段による営業秘密の取得および開示の定義</li><li>・ 民事的救済措置（損害賠償、民事上の差止め）</li><li>・ 行政的救済措置（行政上の差し止め）</li></ul>
刑法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業秘密侵害罪</li></ul>

営業秘密として保護されるためには、以下の要件が必要である。（不正競争防止法 10 条 3 項および国務院 1995 年公布「外商投資産業指導目録」<sup>27</sup>）

- ① 秘密として管理されているかどうか（秘密管理性）
- ② 公然と知られているかどうか（非公知性）
- ③ 保有者に経済的利益をもたらす、実用性がある技術上または営業上の情報（有用性）
- ④ 合法性（国務院公布による・保護の前提要件）

### 3 所管官公庁

中国における主要な知的財産権所管官公庁は次の図表 24 に示したとおりである。

図表 24 知財所管官公庁

組織名	役割等
国家知識産権局	専利権（発明、実用新案、意匠）、集積回路配置設計権を扱う。
国家工商行政管理総局 中国商標局	商標を扱う。

<sup>26</sup> 営業秘密の定義に関する詳細基準は、「最高人民法院による不正競争民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」（法釈[2007]2号）、「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」に定められている。

<sup>27</sup> 金春陽著「営業秘密の法的保護—アメリカ・中国・日本の比較法研究—」2007年5月成文堂

組織名	役割等
国家版權局	著作権、コンピュータソフトウェア著作権を扱う。
各級工商行政管理局 企業名称登記管理部門	企業名称権を扱う。
中国インターネット情報サービスセンター (CNNIC)	ドメインネームを扱う。

#### 4 知的財産権侵害に対する権利執行

知的財産権侵害に対する権利執行手段としては、民事訴訟、刑事訴訟、行政措置の3種類がある。しかし、適切なインフラと人材の不足により、判決や行政救済の執行が困難であると指摘されている<sup>28</sup>。また、税関に対する水際措置を求めることも可能である。

##### (1) 民事訴訟・刑事訴訟

中国の裁判所は「人民法院」と呼ばれるが、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院、最高人民法院から成り、四級二審制である。知的財産権案件については、1993年以降14箇所の高級人民法院、30箇所の中級人民法院、7箇所の基層人民法院に知的財産権を審理する専門の法廷（知識産権廷）が開設された。また、最高人民法院の民事審判第三廷が知的財産専門法廷とされた。

##### (2) 行政措置

行政救済は、製造や販売の侵害行為地を管轄する地方行政機関に対して求める必要がある。

図表 25 地方行政機関

機関名	役割
地方知識産権局	特許権侵害の取り締まりを行う。
工商行政管理局	商標法違反（商標権侵害・原産地表示等侵害）及び不正競争の取り締まりを行う。
質量技術監督局	製品品質法違反（商標権侵害・原産地表示等侵害）の取り締まりを行う。
地方版權局	著作権侵害の取り締まりを行う。

<sup>28</sup> World Trade Organization, "Trade Policy Review – Report by the Secretariat – CHINA" WT/TPR/S/199

### (3) 水際措置

中国における水際措置は知的財産のうち特許権、商標権、著作権を保護の対象としており、税関総署により輸出入の両面での取り締まりが可能である。

## 5 技術契約

中国契約法は、第 18 章において技術契約について規定しており、中国に技術を移転する企業はこれを活用して知的財産の保護を図ることが出来る。技術契約には、以下の類型がある。

- ・ 技術開発契約
- ・ 技術譲渡・実施契約
- ・ 技術コンサルティング契約
- ・ 技術サービス契約

## 6 労働関係法令

### (1) 労働契約法<sup>29</sup>

労働契約法（2008 年 1 月 1 日施行）は、それまで労働法の一部であった労働契約制度を単独法として改定したものである。

第一章 総則
第二章 労働契約の締結
第三章 労働契約の履行と変更
第四章 労働契約の解除と終了
第五章 特別規定
第一節 集団契約
第二節 労務派遣
第三節 非全日制雇用
第六章 監督検査
第七章 法律責任
第八章 附則

同法は、労働法に比べ労働者の権利保護が強化されている点が特徴的である。その一つとして、労働者の職業選択の自由を保護するために雇用主は労働者に

---

<sup>29</sup> 労働政策研修・研修機構、Business Labor Trend 2008.2「中国における労働契約法の制定とその課題」

対して労働契約違反に対する罰金を課す労働契約を結んではならない旨定められている（第 25 条）。しかし、例外となるのが、雇用主が技術的訓練費用を負担した場合（第 22 条）及び営業秘密・知的財産に関する秘密保持事項を約定した場合（第 23 条）である。

#### 第 22 条 訓練後のサービス期限違反の違約金

##### ○内容

使用者が費用を負担して労働者に専門的技術訓練を行う場合、当該労働者と協議書を締結し、サービス期間を約定して違約金を定めることが出来る。

##### ○条件

違約金の金額につき、以下の制限が設けられている。

- ・ 違約金の金額は使用者の提供した訓練費用の総額を超えてはならない。
- ・ 労働者に支払を要求する違約金は、サービス期間の未履行部分に割り当てられるべき訓練費用を超えてはならない。

#### 第 23 条・24 条 営業秘密・知的財産の秘密保持のための競争制限規定

##### ○内容

使用者及び労働者は、労働契約において、使用者の営業秘密の保持及び知的財産権に関する秘密保持事項を約定することができる。使用者は、秘密保持の義務を負う労働者との労働契約又は秘密保持協議書において、(1) 競争制限、(2) 競争制限期間において毎月経済的補償を支払うこと、を定めることができる（第 23 条）。

##### ○条件（第 24 条）

競争制限については、対象となる従業員、期間の 2 点で条件が設けられている。

- ・ 競争制限の対象人員は、使用者の高級管理人員、高級技術人員、その他の秘密保持義務を負う者に限定される。
- ・ 競争制限期間は 2 年間を超えてはならない。

## 7 関連 URL

中国の知的財産制度に関する情報のうちインターネット上で閲覧が可能なものとしては、以下のものが挙げられる。

サイト名・URL	備考
JETRO「中国 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」 <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_08/">http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_08/</a>	各知財権の概要や登録手数料等を紹介。
JETRO「中国知財リスク対策マニュアル」（2008 年 3 月） <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008_risk.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008_risk.pdf</a>	知的財産権保護制度と、各種の知的財産権侵害リスクの対応手段や留意点を解説。
JETRO「模倣対策マニュアル 中国編」（2007 年 3 月） <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2007_mohou.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2007_mohou.pdf</a>	模倣品被害の現状、関連機関、法制度、法執行手続等を解説。

サイト名・URL	備考
JETRO「中国の知的財産権侵害判例・事例集」(2008年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008_han.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008_han.pdf</a>	各知財権の侵害事案の判例を紹介。
JETRO「中国における営業秘密保持と技術流出防止」(2006年3月) <a href="http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007033033869641.pdf">http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007033033869641.pdf</a>	営業秘密に関する法制度、判例、日系企業が取りうる流出防止策等を解説。
JETRO「経営者のための知的財産保護マニュアル in CHINA」(2003年3月) <a href="http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2003_keieisha.pdf">http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2003_keieisha.pdf</a>	知財権侵害被害の実態、事前対策、被害発生時の救済、成功事例等をコンパクトに紹介。
JETRO 北京センター 知的財産権部 <a href="http://www.jetro-pkip.org/">http://www.jetro-pkip.org/</a>	知財関連法規全文、知財関連現地報道等を紹介。
WIPO, "CHINA (CN)" <a href="http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/cn.pdf">http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/ipworldwide/pdf/cn.pdf</a>	各知財権別に関連法規名、関係機関情報が列挙されている(英語)。
国家知識産権局ウェブサイト <a href="http://www.sipo.gov.cn">http://www.sipo.gov.cn</a>	知財所管官庁(英語・中国語)。

## 8 相談窓口

知的財産問題や中国進出一般に関する相談窓口としては、以下のような機関が挙げられる。

機関名	コンタクト(2009年3月現在)
JETRO 北京センター 知的財産権部	住所：北京市建国門外街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 室 〒100022 TEL：国番号(86)-(0)10-6528-2781 FAX：国番号(86)-(0)10-6528-2782 E-MAIL：post@jetro-pkip.org
JETRO 広州事務所 (知識産権部)	住所：広東省広州市天河北路 233 号 中信広場 2601 室 〒510613 TEL：国番号(86)-(0)20-8752-0060 (※知識産権部内線：131、133) FAX：国番号(86)-(0)20-8752-0077
JETRO 上海センター	住所：上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 319 室 〒200336 TEL：国番号(86)-(0)21-6270-0489 (※知識産権部内線 1200、1900) FAX：国番号(86)-(0)21-6270-0499
中国日本商会	住所：北京市建国門外大街甲 26 号 長富宮弁公楼 1 層 104 室 〒100022 TEL：国番号(86)-(0)10-6513-0829 / 6513-0839 FAX：国番号(86)-(0)10-6513-9859 E-MAIL：cjcci@postbj.net

#### 4. 技術流出防止に関する参考文献・URL 一覧

- 技術流出防止指針～意図せざる技術流出の防止のために～  
平成15年3月14日経済産業省  
<http://www.jisc.go.jp/newsttopics/2004/g30314b03j.pdf>
- 営業秘密管理指針  
平成15年1月30日経済産業省  
<http://www.jisc.go.jp/newsttopics/2004/g30314b02j.pdf>
- 金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針について  
平成14年7月12日経済産業省 製造産業局 素形材産業室  
[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/sokeizai/downloadfiles/020712kanagatazumen.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/downloadfiles/020712kanagatazumen.pdf)
- 素形材産業取引ガイドライン（素形材産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン）平成20年12月 改訂 経済産業省  
<http://www.meti.go.jp/press/20081224010/20081224010-14.pdf>
- 金型取引ガイドライン（正しい金型受発注マニュアル）  
平成20年6月社団法人日本金型工業会 金型取引ガイドライン作成委員会  
<http://www.jdma.net/gaido.pdf>
- 金属プレス加工業の成長を促す取引関係構築に向けて  
金属プレス加工業取引ガイドライン  
平成20年2月社団法人日本金属プレス工業協会  
<http://www.nikkin.or.jp/news/pdf/080227.pdf>
- 適正取引ガイドライン熱処理版ベスト回答集  
平成20年7月日本金属熱処理工業会  
[http://www.netsushori.jp/pdf/08/080911\\_tekisei\\_guide\\_best.pdf](http://www.netsushori.jp/pdf/08/080911_tekisei_guide_best.pdf)

本ガイドブックは、  
平成20年度中小企業支援調査（素形材産業の海外展開  
時における技術情報の流出防止等に係る調査分析）  
において作成されました。  
経済産業省製造産業局素形材産業室  
委託先 東京海上日動リスクコンサルティング（株）  
平成21年3月